



地域森林計画書

(各森林計画区共通編)

令和3年4月

静岡県

本計画書は、伊豆、富士、静岡、天竜地域森林計画書の共通事項をまとめたもので、計画区ごとに定める各計画区編と併せて構成されています。

なお、本計画書は、令和3年4月1日から効力を生じます。

« 目 次 »

| | |
|------------------------------|----|
| I 計画の大綱 | 1 |
| 1 計画策定の考え方 | 3 |
| 2 森林計画区 | 5 |
| (1) 森林計画区域 | 5 |
| 3 計画の方向 | 6 |
| (1) 森林の機能に適した整備・保全 | 7 |
| (2) 森林資源の循環利用 | 7 |
| (3) 良好的な森林景観の形成 | 7 |
| II 計画事項 | 9 |
| 1 計画の対象とする森林の区域 | 11 |
| (1) 対象とする森林 | 11 |
| 2 森林の整備・保全 | 12 |
| (1) 森林の機能（働き）と望ましい姿 | 12 |
| (2) 森林の機能別の区域設定の基準 | 13 |
| (3) 森林の整備・保全の考え方 | 16 |
| (4) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域 | 19 |
| (5) 森林資源の目標等 | 19 |
| (6) その他必要な事項 | 21 |
| 3 伐採（主伐） | 23 |
| (1) 施業の目標別の伐採方法 | 23 |
| (2) 標準伐期齢（基準） | 24 |
| (3) 伐採立木材積（目標） | 24 |
| 4 造林 | 25 |
| (1) 造林の指針 | 25 |
| (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林（指針） | 26 |
| (3) 植栽による更新の期間（指針） | 26 |
| (4) 天然更新の完了（指針） | 26 |
| (5) 人工造林及び天然更新別の造林面積（目標） | 27 |

| | |
|--|----|
| 5 保育・間伐 | 28 |
| (1) 保育の標準的な方法（指針） | 28 |
| (2) 間伐の標準的な方法（指針） | 28 |
| (3) 間伐立木材積（目標） | 29 |
| (4) 間伐面積（目標） | 29 |
| 6 林内路網の整備及び林産物の搬出 | 30 |
| (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 | 30 |
| (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 | 30 |
| (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進すべき区域 | 31 |
| (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 | 31 |
| (5) 林道の開設及び拡張に関する計画 | 31 |
| (6) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在 及びその搬出方法 | 31 |
| 7 森林施業の合理化 | 32 |
| (1) 委託等を受けて行う森林経営の促進 | 32 |
| (2) 森林経営管理制度の活用の促進 | 32 |
| (3) 林業に従事する者の確保及び育成 | 33 |
| (4) 生産システムの高度化 | 34 |
| (5) 流通・加工体制の整備 | 35 |
| (6) その他必要な事項 | 35 |
| 8 森林の土地の保全 | 36 |
| (1) 森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 | 36 |
| (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 | 36 |
| (3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項 | 36 |
| (4) その他必要な事項 | 37 |
| 9 保安施設の整備 | 38 |
| (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 | 38 |
| (2) 実施すべき治山事業の数量等 | 38 |
| (3) 特定保安林 | 38 |
| 10 森林の保護 | 39 |
| (1) 鳥獣による被害対策の方針 | 39 |
| (2) 森林病害虫等の被害対策の方針 | 40 |

| | |
|--------------------------------|-----------|
| (3) 林野火災の予防の方針 | 41 |
| (4) その他必要な事項 | 41 |
| 11 森林の保健機能の増進 | 42 |
| (1) 保健機能森林の区域の基準 | 42 |
| (2) 保健機能森林の整備に関する事項 | 42 |
| 12 良好な森林景観の形成 | 44 |
| (1) 良好な森林景観を形成するための森林の整備・保全 | 44 |
| 13 その他必要な事項 | 45 |
| (1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 | 45 |
| (2) その他推進事項 | 48 |
| | |
| (附) 参考資料 | 49 |
| 1 その他 | 50 |
| (1) 施業方法別の体系図 | 50 |
| (2) その他 | 56 |

I 計画の大綱

1 計画策定の考え方

森林の有する働きは県民に様々な影響を与え、県民の活動は森林に影響を与えるものであることから、森林の力（働き）が最大限に発揮されるよう「森林との共生」を図る必要があります。

このような認識の下に、森林の力を高め、美しく恵み豊かな森林に包まれた魅力あふれる「ふじのくに」を創造し未来に引き継いでいくため、「静岡県森林と県民の共生に関する条例」の制定を経て、平成19年3月に県民共通の目標となる「静岡県森林共生基本計画」を策定し、「森林との共生」に向けた施策を総合的に推進してきました。さらに、本県の戦後造林された人工林の多くが本格的な木材の利用期を迎つつある中、木材生産量50万m³の定着を目標に掲げ、ICT等の先端技術を活用した林業イノベーションの取組により、低コスト主伐・再造林を進めなど、森林資源の循環利用による林業の成長産業化の実現に向けた取組を推進しています。

一方、国は、温室効果ガス削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を公布し、森林環境税及び森林環境譲与税を創設しました。

また、国は、平成30年6月に「森林経営管理法」を公布し、平成31年4月から施行しました。この法律は、経営管理が行われていない森林について、市町が所有者の委託を受けて経営管理し、あるいは市町が意欲と能力のある林業経営体へ経営管理を再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するものです。

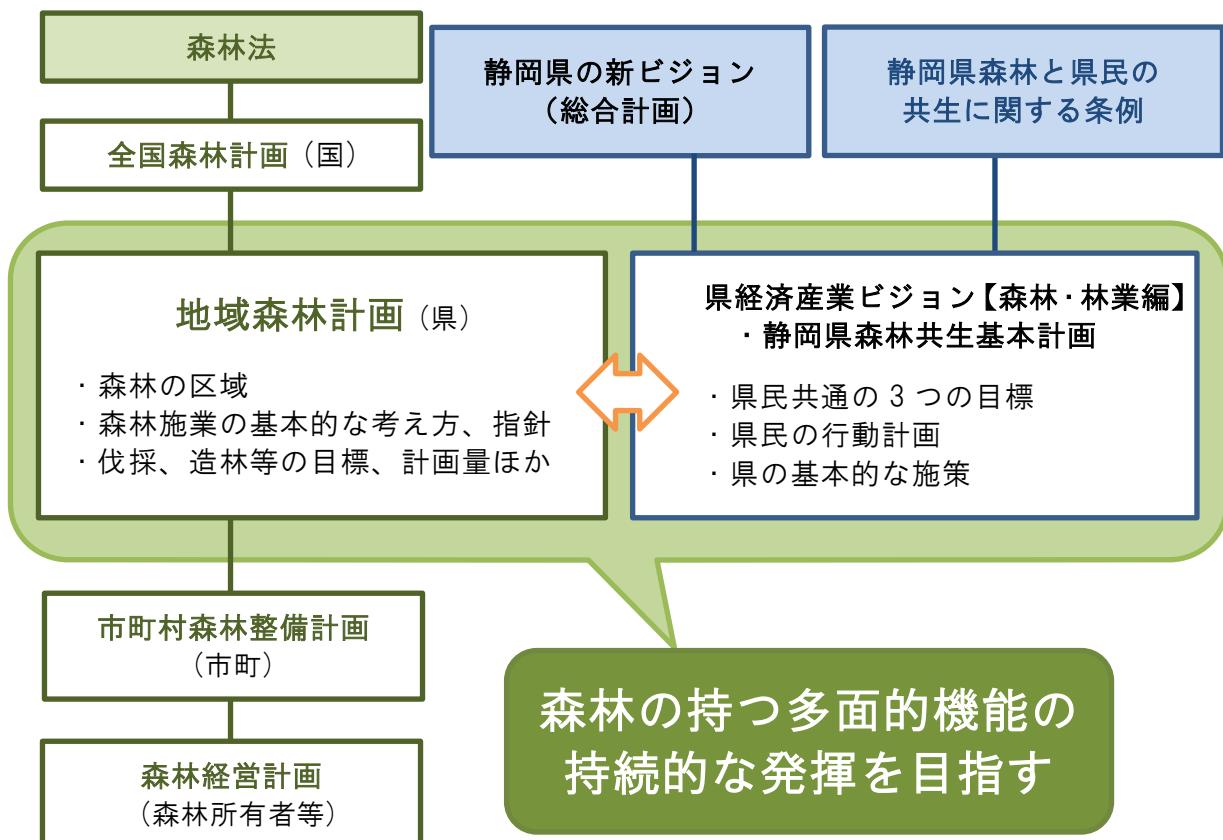
県は、市町の課題や相談内容に応じて経験豊富な技術者を派遣するなど、市町の森林環境譲与税を財源とした施策がスムーズに進むよう支援しています。

このように、森林の管理や整備における市町の役割が大きくなる中、市町村森林整備計画は、地域の森林の将来像を描く森林のマスタープランとなります。このため、市町が市町村森林整備計画を策定する際は、県が策定する地域森林計画（以下「本計画」という。）を指針として、関係諸施策の実施状況を考慮し、森林施業の効果的な実行の確保が図られるよう配慮するものとします。

本計画は、美しい自然環境と豊富な森林資源を、持続的に守り（保全）、育て（整備）、活かす（活用）ために必要な「森林施業の基準」等を、次表の計画事項によって示します。また、「静岡県経済産業ビジョン【森林・林業編】・静岡県森林共生基本計画」と整合を図りつつ、全国森林計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画との連携を図ります。

なお、本計画の編纂にあたっては、4つの森林計画区の共通する事項については『共通編』に記載し、各計画区の個別計画数量等については計画区ごとに『各計画区編』として取りまとめます。

■ 地域森林計画と静岡県経済産業ビジョン【森林・林業編】・静岡県森林共生基本計画の位置付け



■ 地域森林計画の計画事項とその内容

| 計画事項 | 主な内容 | 備考 |
|-------------------|------------------|----|
| 1 計画の対象とする森林の区域 | 計画の対象区域 | |
| 2 森林の整備・保全 | 望ましい姿、考え方、計画数量ほか | ● |
| 3 伐採（主伐） | 標準的な伐採方法の指針と計画数量 | ● |
| 4 造林 | 標準的な造林方法の指針と計画数量 | ● |
| 5 保育・間伐 | 標準的な間伐・保育方法の指針 | ● |
| 6 林内路網の整備及び林産物の搬出 | 基本的な考え方と計画数量 | ● |
| 7 森林施業の合理化 | 合理化の推進方法 | ● |
| 8 森林の土地の保全 | 区域と留意すべき事項 | ● |
| 9 保安施設の整備 | 保安林、治山事業の計画数量 | |
| 10 森林の保護 | 病害虫獣、森林火災の予防方針ほか | ● |
| 11 森林の保健機能の増進 | 区域の基準と施業指針ほか | ● |
| 12 良好的な森林景観の形成 | 景観形成のための整備・保全の指針 | ○ |
| 13 その他必要な事項 | 制限林の施業方法、山村振興 | |

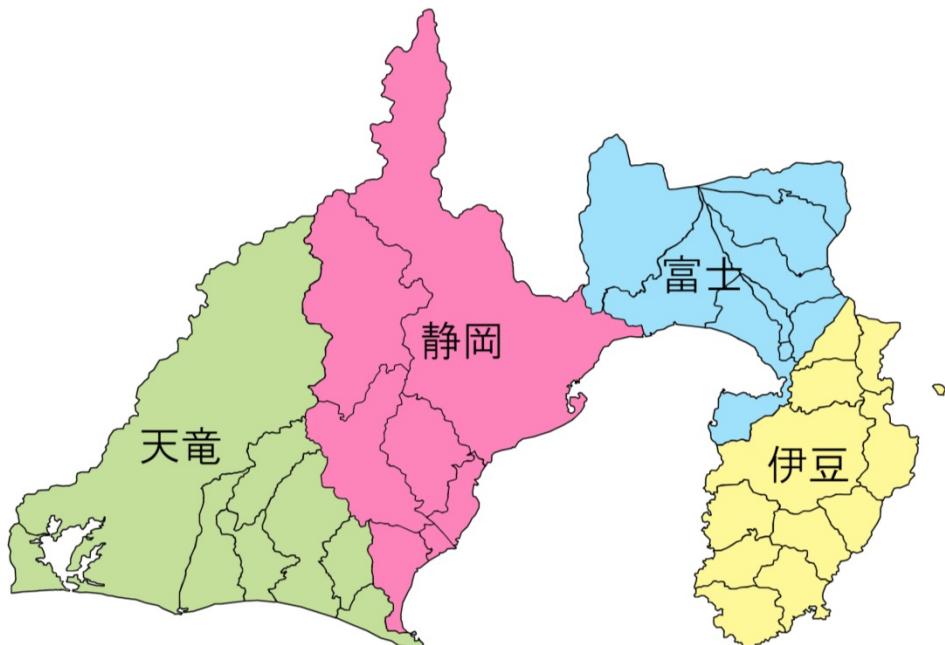
(注) 備考欄の「●」は、市町村森林整備計画の指針とする事項です。「○」は、市町村森林整備計画で定めることを県が推奨する事項です。

2 森林計画区

本県には、4つの森林計画区が定められ、計画区ごとに10年を1期とした計画を5年ごとに策定します。

(1) 森林計画区域

| 計画区名 | 説明 |
|---------|---|
| 伊豆森林計画区 | 県の東部に位置する伊豆半島の全域で、下田市、熱海市、伊東市、伊豆の国市、伊豆市と賀茂郡及び田方郡の5市6町を包括する区域です。 総面積は129千haで、県土面積の16%を占めています。 |
| 富士森林計画区 | 県の東部に位置し、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、駿東郡の6市3町を包括する区域です。 総面積は139千haで、県土面積の18%を占めています。 |
| 静岡森林計画区 | 県の中北部に位置し、静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡の5市2町を包括する区域です。 総面積は262千haで、県土面積の34%を占めています。 |
| 天竜森林計画区 | 県の西部に位置し、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町の7市1町を包括する区域です。 総面積は248千haで、県土面積の32%を占めています。 |



静岡県の森林計画区

3 計画の方向

本計画では、森林の多面的な機能を持続して発揮させるため、計画の方向を次のとおりとします。

本計画に基づいた適正な森林管理を推進し、本計画で定めた伐採立木材積等の目標の達成を目指すとともに、「めざす森林 10 の姿」の森林をバランス良く配置していきます。

■ めざす森林 10 の姿

本計画では、「めざす森林 10 の姿」を森林の将来像として、多様な森林づくりを目指します。



豊かな自然、
山地帯の天然林



はるかな自然、
亜高山帯の天然林



木材を生み出す
資源循環の森林



人にも環境にも
生きる複層林



豊かな自然、豊かな
生産力が生きる森林

めざす森林 10の姿



温暖なしづおかを
代表する常緑広葉樹林



誰もが親しむ森林公园
生活環境保全林



住民が守り育て、
地域の誇りとする海岸林



身近な自然が
生きる里山林



自然の樹木を育て、
活かす森林

(1) 森林の機能に適した整備・保全

本県では、森林・林業関係者のたゆまぬ努力により、スギ、ヒノキの人工林を中心とする豊かな森林が育てられています。

これらの森林は、木材の生産はもとより、水源の涵養等の公益的機能をあわせ持っているので、自然的、社会的条件を考慮し、発揮を期待する森林の機能を定め、その機能が効果的に発揮されるよう適切な整備・保全を推進します。

(2) 森林資源の循環利用

活力ある森林・林業により安定的・持続的な木材供給を促進し、木材生産を通じて、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、木材生産量 50 万 m³/年を目指に掲げ、利用間伐に加えて主伐再造林の促進、エリートツリー苗木などによる伐採後の確実な更新により森林資源の循環利用を推進します。

また、これらの施業を適切に実行する森林認証の取得を促進します。

ア 伐採

社会環境及び自然との調和を図りつつ、充実している森林資源の活用を主伐、間伐によって推進します。

イ 造林

林齢の平準化と多様な森林づくりのため、確実に更新（天然更新を含む）します。

(3) 良好な森林景観の形成

近年、富士山の世界文化遺産への登録や南アルプスのユネスコエコパークへの登録、伊豆半島の世界ジオパークの認定等、県土の美しさが改めて注目を集めています。

本県の森林は、海拔 0 m から森林限界まで分布し、さらに原生林、人工林、針広混交林、里山林等、地域によって多様な形態を呈しています。こうした森林によって形成される景観が、森林としての景観だけではなく、地域の自然、歴史、文化等と調和し、一体となって美しさを発揮できるよう、森林の整備、保全を推進します。

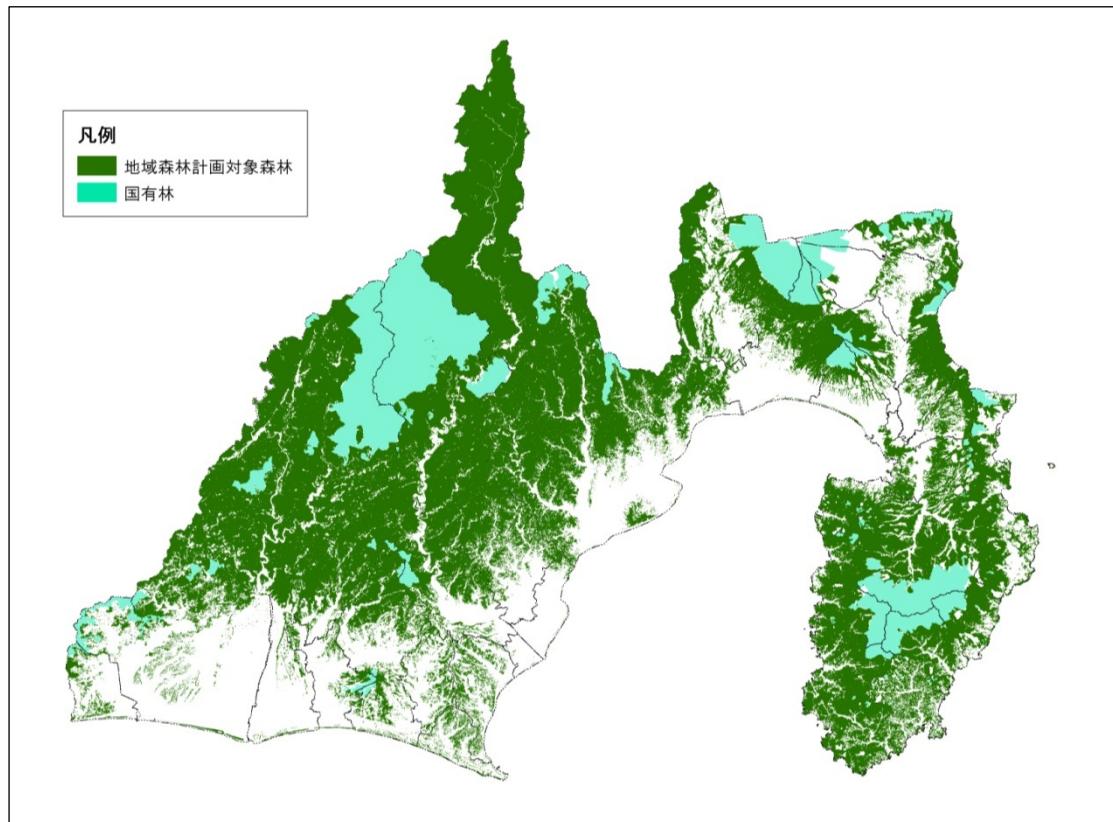
II 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域（森林法第5条第2項第1号）

(1) 対象とする森林

本計画の対象とする森林は、都市計画等の社会状況や周辺森林との施業上の関連を考慮し、森林計画図（別葉）及び各計画区編（別冊）に定める区域とします。

なお、本計画の対象森林は、開発行為の許可（森林法第10条の2第1項）、森林の土地の所有者となった旨の届出等（同第10条の7の2第1項）及び伐採及び伐採後の造林の届出等（同第10条の8第1項）の対象となります。



計画の対象とする森林の区域

2 森林の整備・保全（森林法第5条第2項第2号、第6号）

本項目では、森林の機能（働き）と望ましい森林の姿、その機能を特に發揮する区域の設定、区域ごとの森林の整備・保全の考え方等、森林の整備・保全を効率的に行うために必要な事項を定めます。また、適確な森林の整備・保全を図るための数値目標として、計画期間中に達成する森林資源の目標を定めます。

なお、本項目は市町村森林整備計画の指針となるものです。

(1) 森林の機能（働き）と望ましい姿

森林の持つ様々な機能は、主に7つに分類されています。各機能に応じた望ましい森林の姿は表2-1のとおりです。このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれています。

表2-1 森林の機能（働き）と望ましい姿

| 区分 | 機能（働き） | 機能発揮の上から望ましい森林の姿 |
|---------------------|---|---|
| 木材等生産機能 | 木材等を生産する働きがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> 林木の生育に適した森林土壌を有していること。 適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が大きいこと。 林道等の生産基盤が適切に整備されていること。 |
| 機能 水源涵養 | 水資源を保持し、渴水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する働きがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> 水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有していること。 下層植生とともに樹木の根が発達していること。 |
| 公益的機能 山地土壤災害防止機能 | 自然現象等による土砂崩壊や土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等、山地の荒廃を防止し、土地を保全する働きがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> 樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れていること。 適度な光が差しこみ、下層植生が発達していること。 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されていること。 |
| 機能 快適環境形成 | 強風や飛砂、騒音等から生活環境を守り、快適な生活環境を形成する働きがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> 樹高が高く枝葉が多く茂っている等、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高いこと。 |

| | | | |
|-------|-------------------|---|---|
| 公益的機能 | 保健・機能・レンジ・クリエイション | 保健、教育活動に寄与する働き、自然環境を保全・形成する働きがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> 多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供していること。 身近な自然として又は自然とのふれあいの場として適切に管理されていること。 必要に応じて保健活動に適した施設が整備されていること。 |
| | 文化機能 | 自然景観や歴史的風致の構成要素となり、優れた美的景観を形成する働きがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成していること。 必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されていること。 |
| | 保全生物多様性機能 | 地域の生態系や生物多様性の保全に寄与する働きがあります。 | <ul style="list-style-type: none"> 原生的な森林生態系を保持していること。 学術的に貴重な生物種が生育・生息していること。 |

(2) 森林の機能別の区域設定の基準

市町は市町村森林整備計画において、表2-1の機能（働き）を特に発揮する必要がある森林について、表2-2を基準に、「木材等生産機能維持増進森林」と「公益的機能別施業森林」の区域に設定します。木材等生産機能及び公益的機能の両機能の発揮を期待する森林については、重複して設定することができます。

表2-2 区域設定の基準

| 区域 | 基 準 |
|---------------|---|
| 木材等生産機能維持増進森林 | 森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を実施することが可能な森林 |
| 公益的機能別施業森林 | 森林の公益的機能の維持増進を図るため、森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要であり、適切と見込まれる森林 |

また、公益的機能別施業森林は、発揮を期待する森林の機能に応じて、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」及び「その他公益的機能維持増進森林」に設定します。

なお、複数の機能の発揮を期待する森林については、重複して区域を設定することができます。

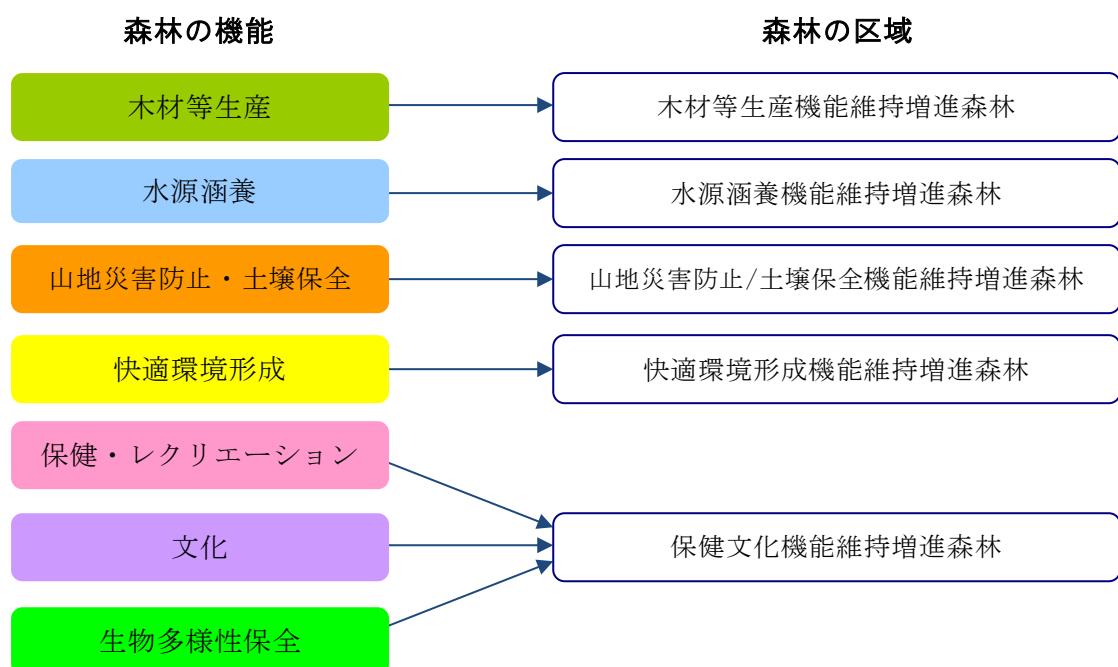
区域の設定には、森林の有する機能の発揮に対する地域の要請、法的な規制及び森林の自然及び社会的条件の分布状況を踏まえ、表2-3に定める単位を基本に行います。さらに学識経験者等の意見も参考にします。

表2-3 区域設定の考え方

| 区域 | 区域設定の考え方 | |
|---------------------------|-----------|--|
| 維持増進森林 木材等生産機能 | 対象森林 | ・ 木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 |
| | 機能 | ・ 木材等生産機能 |
| | 自然及び社会的条件 | ・ 林木の生育が良好な森林（地位級が中以上） ・ 地利、地形等から効率的な森林施業が可能な森林（林道等から200m以内、傾斜35度未満等） |
| | 単位 | ・ 分布状況を踏まえ、面的（原則林班単位、準林班単位も可）に設定 |
| 維持増進森林 水源涵養機能 | 対象森林 | ・ 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 |
| | 機能 | ・ 水源涵養機能 |
| | 法的な規制 | ・ 水源かん養保安林、干害防備保安林 |
| | 自然及び社会的条件 | ・ 水源地周辺の森林 ・ 地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺の森林 |
| | 単位 | ・ 分布状況を踏まえ、面的（原則林班単位、準林班単位も可）に設定 |
| 公益的機能別施業森林 山地災害防止／土壤保全 | 対象森林 | ・ 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 |
| | 機能 | ・ 山地災害防止機能/土壤保全機能 |
| | 法的な規制 | ・ 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林 ・ 砂防指定地（砂防法） ・ 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地災害防止法） |
| | 自然及び社会的条件 | ・ 山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 ・ 土砂流出、土砂の崩壊の防備のための治山施設が施工されている森林 |
| | 単位 | 【土砂流出防止にかかるもの】 ・ 分布状況を踏まえ、面的（原則林班単位、準林班単位も可）に設定 【土砂崩壊防止にかかるもの】 ・ 分布状況を踏まえ、特定の区域（準林班単位、林小班単位）で設定 |
| | | |
| 機能快適維持増進森林 環境形成森林 | 対象森林 | ・ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 |
| | 機能 | ・ 快適環境形成機能 |
| | 法的な規制 | ・ 飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林 |
| | 自然及び社会的条件 | ・ 県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等の森林 ・ 風害、霧害等の気象条件を防止する効果が高い森林 ・ 騒音や粉塵等の影響を緩和する森林 |
| | 単位 | ・ 分布状況を踏まえ、特定の区域（林班単位、準林班単位、林小班単位）で設定 |

| | | |
|--------------------------------|-----------|---|
| 公益的機能別施業森林 保健文化機能維持増進森林 | 対象森林 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 |
| | 機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能 |
| | 法的な規制 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健保安林、風致保安林 ・保健機能森林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法） ・自然公園特別地域等（自然公園法・県立自然公園条例） ・風致地区（都市計画法） ・自然環境保全地域（自然環境保全法・静岡県自然環境保全条例） |
| | 自然及び社会的条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林 ・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 ・史跡、名勝等の所在する森林 ・史跡等と一体となり、優れた自然景観等を形成する森林 ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林 ・陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林 |
| | 単位 | <ul style="list-style-type: none"> ・分布状況を踏まえ、特定の区域（林班単位、準林班単位、林小班単位）で設定 |

(注) 「その他公益的機能維持増進森林」は、市町が独自で基準を設定することとします。



(3) 森林の整備・保全の考え方

森林の機能が効果的に発揮されるよう、森林の整備・保全の考え方を表2－

4に示します。

市町は市町村森林整備計画において、表2-4の考え方を踏まえ、森林の自然的、社会的条件を考慮し、設定した区域ごとに、表2-5に示す施業指針（施業種）を定めます。

表2-4 森林の整備・保全の考え方

| 区 域 | 森林の整備・保全の考え方 | | 施業種 |
|---------------------------------------|---|--|------------------|
| 維持増進森林 木材等生産機能 | <ul style="list-style-type: none"> 森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な保育及び間伐の実施を推進します。 施業の集約化や機械化による効率的な施業を推進し、計画的な伐採による木材の安定供給に努めます。 木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林します。 | | 通常伐期 |
| 維持増進森林 水源涵養機能 | <ul style="list-style-type: none"> 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図ります。 下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進します。 木材等生産機能を併せ持つ森林の区域は、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林します。 林業経営上採算性に問題のある森林の区域は、皆伐を控え、天然力を活用した針広混交林に誘導します。 ダム等利水施設の上流部において、水源涵養機能が十分に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 | | 伐期の延長 |
| 公益的機能別施業森林 維持増進森林 山地災害防止／土壌保全機能 | <ul style="list-style-type: none"> 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図ります。 特に、県民生活を守る機能を發揮させる必要がある森林は、択伐施業を推進します。 下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進します。 木材等生産機能を併せ持つ森林の区域は、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林します。 林業経営上採算性に問題のある森林の区域は、皆伐を控え、天然力を活用した針広混交林に誘導します。 山地災害の発生の危険性が高い森林において、土砂の流出の防備等の機能が十分に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な谷止工や土留工等の施設の設置を推進します。 | | 長伐期／複層林／択伐による複層林 |

| | | |
|----------------------------|--|-------------------------|
| 維持増進森林 快適環境形成機能 | <ul style="list-style-type: none"> 風や潮の害を防ぎ、砂の移動を抑える働きをする森林では、皆伐を避けます。また、松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側で広葉樹等への樹種転換が可能な区域では、積極的に樹種転換を進めます。 木材等生産機能を併せ持つ森林の区域は、伐採後は周囲の自然林等との調和を図った有用樹種による早期の再造林に努めます。 生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びNPO等との協働により、適切な保育・間伐を進めます。 | 長伐期／複層林／択伐による複層林 |
| 維持増進森林 保健文化機能 | <ul style="list-style-type: none"> 伐採に伴う裸地面積の縮小を図ります。 間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導します。 木材等生産機能を併せ持つ森林の区域は、伐採後は周囲の自然林等との調和を図った有用樹種による早期の再造林に努めます。 保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進します。 特に地域独自の景観等の形成が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のため、特定の樹種の広葉樹を育成する施業を行います。 | 寺定広葉樹の育成 |

(注) 区域と施業種の組合せが表の組合せによらない場合は、「その他公益的機能維持増進森林」となります。

【参考】 森林計画制度上の主伐と間伐

| 区分 | 内容 | |
|----|---|--|
| 主伐 | 皆伐 | 更新を伴う択伐以外のもの |
| | 択伐 | 単木・帯状又は樹群を単位として区域全体で概ね均等な割合で、一定区域の森林の主林木を伐採するもので、更新を伴うものの。伐採率（材積率）は30%以下（伐採後、人工造林を行う場合には、40%以下）とします。 |
| 間伐 | 立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採して行うもので、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの（更新は伴わない） | |

表2-5 施業種ごとの施業指針

| 区域 | 施業種 | 主伐 | 間伐 |
|---|----------|--|--|
| 木材等生産機能維持増進森林 | 通常伐期 | 3に示す「伐採」のとおりとします。 | |
| 水源涵養機能維持増進森林 | 伐期の延長 | 主伐の時期は、公益的機能を高度に發揮させるために、おおむね標準伐期齢に10年加えた林齢以上とします。 | 5(2)に示す「間伐の標準的な方法(指針)」のとおりとします。 |
| 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林 | 長伐期 | 主伐の時期は、公益的機能をより高度に發揮させるために、おおむね標準伐期齢の2倍の林齢以上とします。 | |
| | 複層林 | 3(1)に示す「施業の目標別の伐採方法」の育成複層林の項目のとおりとします。 | 複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内の明るさが低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施します。 この場合、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を常に維持します。 |
| 保健文化機能維持増進森林 | 択伐による複層林 | 3(1)に示す「施業の目標別の伐採方法」の育成複層林の項目のとおりとします。 | |
| 保健文化機能維持増進森林 | 特定広葉樹の育成 | 保健文化機能維持増進森林で、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、表2-6に示す特定広葉樹育成施業を行うこととします。 | |

(注) 区域が重複した場合には、区域ごとの施業種のうち、下段の施業種が優先して適用されます。ただし、主伐の時期については、伐期齢が高い方が適用されます。

表2-6 特定広葉樹の育成

| 区分 | 特定広葉樹の育成のための施業方法 |
|-------------------------|---|
| 特定広葉樹の育成を行う森林施業を行なうべき森林 | <ul style="list-style-type: none"> 特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する樹種を指定します。 特定広葉樹の伐採は、常に更新を意識し、その蓄積が維持される範囲内において行うものとします。 特定広葉樹以外の立木は、特定広葉樹が優勢となるよう、伐採を促進します。 天然更新に必要な母樹が無い森林等、植栽によらなければ特定広葉樹の適確な更新が困難な場合には、適正な本数の特定広葉樹を植栽し、必要に応じて除伐、補植等の更新補助作業を行います。 さらに育成に必要な下刈、除伐等の保育を実施することとし、タケの侵入により特定広葉樹の生育が妨げられるおそれのある場合は、継続的なタケの除去を行います。 |

【参考】区域設定のイメージ



(4) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

市町は市町村森林整備計画にて、水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林とした森林では、特にその機能を維持増進していく上で必要がある場合は、伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域を定めることとします。

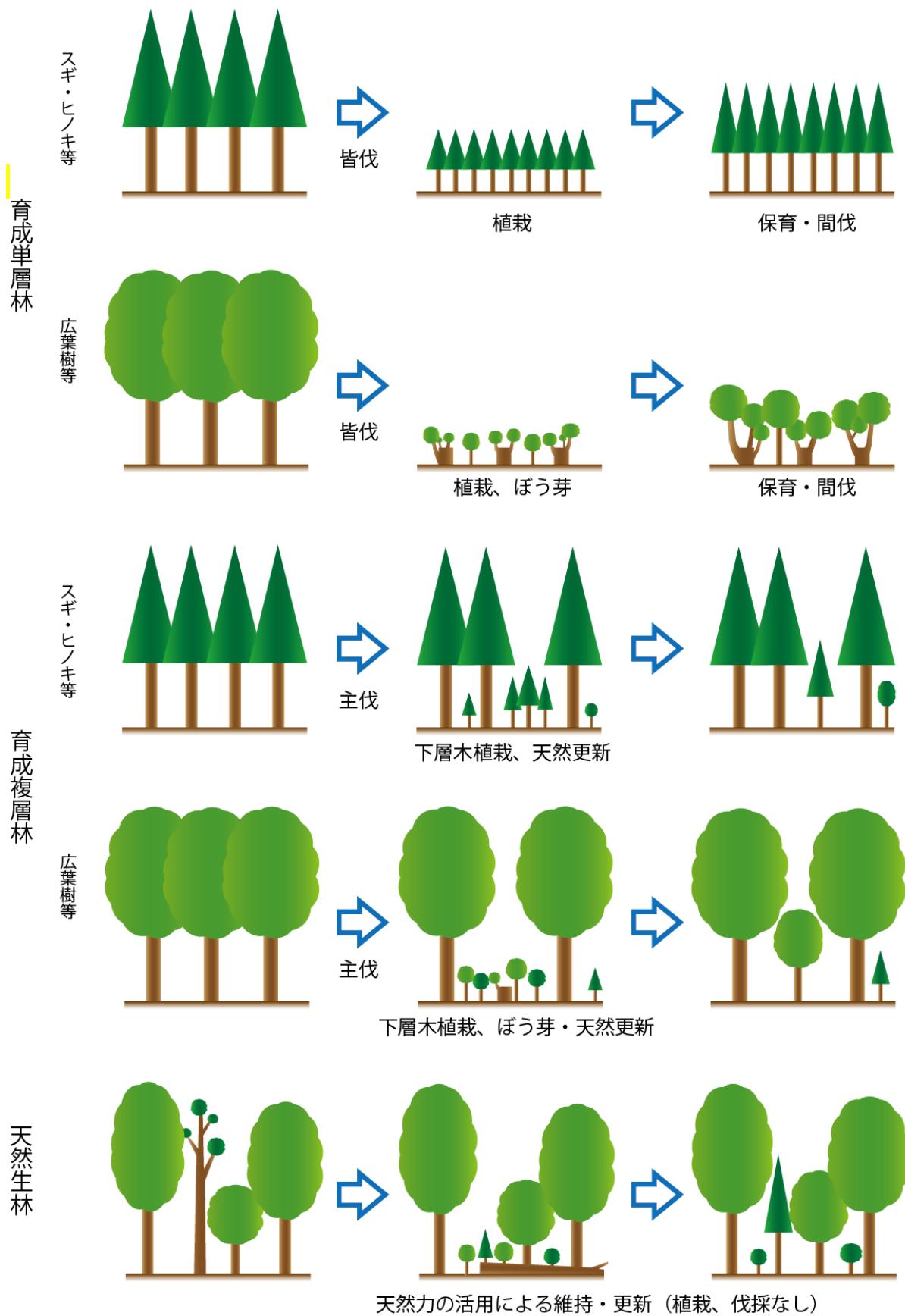
(5) 森林資源の目標等

森林の整備・保全の考え方を踏まえ、各計画区編のとおり数値目標を定めます。

現況が育成单層林で、木材等生産機能の発揮を期待する森林では、引き続き育成单層林を維持することで資源の充実を図ります。また、木材等生産機能を維持しつつ、公益的機能をより高度に発揮させることを期待する森林は、育成单層林又は育成複層林として適正に維持するほか、発揮する機能によっては、育成单層林を育成複層林に誘導します。

天然生林は自然の推移に委ね、天然生林として維持することを基本とします。

【参考】施業の目標



(6) その他必要な事項

ア 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を以下のとおり定めます。これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成18年静岡県条例第19号）第2条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図るものとします。

なお、その森林の区域は市町村森林整備計画で定めることとします。

| 森林の区分 | 対象森林 | 整備・保全の方向 |
|--------------------|--|---|
| 特に針広混交林化を推進すべき森林 | <p>次の各項目の要件をすべて満たす森林とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形、林道の整備状況、所有形態等の自然的経済的社会的諸条件から、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められるスギ・ヒノキの人工林 ・原則として、水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林 | <ul style="list-style-type: none"> ・伐採方法は間伐とし、列状又は群状の伐採を基本とします。 ・こうした施業により、単層であるスギ・ヒノキの人工林を、広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林化を目指すものとします。 |
| 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林 | <p>次の各項目の要件をすべて満たす森林とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形、林道の整備状況、所有形態等の自然的経済的社会的諸条件から、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林 ・原則として、快適環境形成機能維持増進森林又は保健文化機能維持増進森林 | <ul style="list-style-type: none"> ・伐採方法は、原則として間伐とします。ただし、樹種転換を図る場合は、皆伐とすることができます。 ・皆伐した場合の更新方法は、郷土樹種であって、対象森林に適した広葉樹等の優良な母樹が存在し、更新が確実に見込まれる場合は、天然更新によるものとします。なお、必要に応じて更新補助作業を行います。天然更新が見込まれない場合には、郷土樹種であって対象森林に適した広葉樹等を植栽するものとします。 ・さらに、育成に必要な下刈、除伐等の保育を実施することとし、タケの侵入により広葉樹の育成が妨げられるおそれのある場合は、継続的なタケの除去を行います。 ・こうした施業により、単層及び過密化した森林を活力のある多様性に富んだ広葉樹林等へ誘導します。 |

イ 竹林の取扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大しています。

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針とし、地域の実情に即した竹林の利用と保全、拡大防止に関する事項を定めるものとします。

| 竹林管理の目的 | 整備・保全の方向 |
|-----------------------|--|
| 資源として整備、利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ たけのこ、竹材の生産 |
| 竹林として整備、保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 竹林の景観、文化、環境形成機能等の保全 ・ 竹林の防災機能の活用 ・ 憩いの場、教育の場等として活用 |
| 竹林としてではなく、森林の保全・再生を優先 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林景観及び環境の保全 ・ ふれあいの場、体験教育の場等として活用 ・ 防災機能等の確保 |

3 伐採（主伐）（森林法第5条2項第3号）

本項目では、伐採方法や標準的な伐採の林齡等、適正な伐採を行うために必要な項目を定めます。また、資源量の適切な維持を図りつつ、県の木材生産目標量を達成するための数値目標として、計画期間中の伐採立木材積を定めます。

なお、本項目は市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範を定める際の指針となるものです。

(1) 施業の目標別の伐採方法

伐採（主伐）の方法を施業の目標別に定め、表3－1のとおりとします。

表3－1 施業の目標別の伐採方法

| 区分 | 指針 |
|-------|--|
| 共通事項 | <p>適正な伐採とは、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものをいいます。</p> <p>適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することができないよう、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとします。 ・ 林地の保全及び公益的機能を考慮し、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとします。 ・ 伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとします。 ・ 対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。 ・ 野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めることとします。 |
| 育成単層林 | <p>育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとします。 ・ 更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行います。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11月から3月に伐採するものとします。 ・ 育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とします。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採を行えるものとします。 |

| | |
|-------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に配慮して行うものとします。 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとします。 |
| 育成複層林 | <p>育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とします。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採を行えるものとします。 ただし、施業種を「択伐による複層林」とした区域においては、下記のとおりとします。 <p>ア 伐採後に人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は40%（材積率）を上限とします。</p> <p>イ 伐採後に天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を考慮して伐採率を決めるものとし、伐採率は30%（材積率）を上限とします。隣接して広葉樹林が残存している森林等は、天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとします。</p> |
| 天然生林 | <ul style="list-style-type: none"> 主伐にあたっては、育成単層林及び育成複層林の項目に準じます。 |

(2) 標準伐期齢（基準）

平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、地域の平均的な伐期齢及び森林の構成を考慮して、主要樹種ごとの標準伐期齢の基準を表3-2のとおり定めます。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を促すものではありません。

表3-2 標準伐期齢（基準）

| 地区 | 樹種（林齢） | | | | | | |
|----|--------|-----|----|----------|------------|------------|------------|
| | スギ | ヒノキ | マツ | モミ ツガ | その他 針葉樹 | コナラ クヌギ | その他 広葉樹 |
| 全域 | 40 | 45 | 35 | 50 | 50 | 15 | 25 |

(3) 伐採立木材積（目標）

伐採立木材積（主伐）の目標は、森林資源の推移、森林の区分、林道の開設状況、過去の伐採傾向等を考慮し、各計画区編のとおりとします。

4 造林（森林法第5条第2項第4号）

本項目では、造林の樹種や本数、方法等、適切な造林を行うために必要な項目を定めます。また、森林資源の循環を図るための数値目標として、計画期間中の造林面積を定めます。

なお、本項目は市町村森林整備計画において保育・間伐を行う際の規範を定める際の指針となるものです。

(1) 造林の指針

造林樹種は、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、木材の利用状況等から、2(1)の「森林の機能（働き）と望ましい姿」を実現することを念頭に、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を植栽樹種とした造林方法を表4-1のとおり定めます。

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。また、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復に努めることとし、伐採跡地の天然更新をすべき期間については、市町村森林整備計画において定めることとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林においては、人工造林を基本とします。人工造林の実施にあたっては、高密度路網の整備と高性能林業機械による全木集材と、それと一貫して行うコンテナ苗による再造林や、成長の速いエリートツリー苗木の活用などによる「低コスト主伐・再造林」を促進します。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽に努めることとします。さらに、周辺森林の野生鳥獣による食害等を考慮し、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を併せて実施するものとします。

表4-1 造林の指針

| 区分 | 対象樹種 | 植栽本数 | 方法 |
|------|---|--|--|
| 人工造林 | 適地適木を旨として、市町内の森林の自然及び社会的条件、苗木の供給動向を考慮の上、スギ、ヒノキ、広葉樹等を主体とします。 | 植栽本数は、主要樹種について下記の植栽本数を標準とします。 なお、現地状況や地形等を考慮し、下記植栽本数を植栽することが困難な場合は、1,000本/haを下限 | 【育成単層林】 地拵えの方法は、伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とする等の点に留意します。 植付けは、気象その他の自然及び社会的条件及び地域の標準的な方法を考慮して方法を定め、適期に実施します。 |

| | | | |
|------|--|---|--|
| | <p>なお、苗木の選定にあたっては、成長に優れたものや花粉症対策に資する苗木の導入に努めることとします。</p> | <p>の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じができるものとします。</p> <p>(本/ha) 2,000～3,500</p> | <p>【育成複層林】 造林は、原則として樹下植栽とします。ただし、隣接して広葉樹林が残存している場合には、周辺林地からの種子供給等による天然下種更新を考慮することができます。 植栽する本数は、標準的な植栽本数に、上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽するよう留意します。</p> |
| 天然更新 | <p>静岡県天然更新完了基準の別表「県内に育つ将来高木（小高木）となりうる樹種」を主体とします。</p> | なし | <p>【ぼう芽更新】 クヌギ、コナラ等でぼう芽更新を行う場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき又は植込みを行うこととします。</p> <p>【天然下種更新】 天然下種更新を行う場合は、周辺の母樹の状況を把握した上で行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととします。</p> |

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林（指針）

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、既往の主伐箇所における更新状況等から、天然更新が期待できないと認められる森林については、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、市町村森林整備計画において定めます。

なお、指定にあたっては、市町村森林整備計画で定める「天然更新対象樹種」を判断の対象とします。

(3) 植栽による更新の期間（指針）

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において、伐採後に人工造林を行う場合には、森林の公益的機能の維持及び早期回復のため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとします。ただし、伐採の方法が択伐による場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に行うものとします。

(4) 天然更新の完了（指針）

天然更新は、皆伐後おおむね5年以内に、更新状況の確認を行うものとします。

なお、天然更新の完了基準は、表4－2のとおりとします。

表4－2 天然更新の完了基準

| 項目 | 基準 |
|------------------|---|
| 完了の基準 | 天然更新すべき立木（更新の対象とする樹種で樹高2.0m以上のもの）の本数が、期待成立本数の3割以上で、かつ均等に生育している状態であること。 |
| 更新の対象とする樹種 | 県内に育つ将来高木（小高木）となりうる樹種で、表4－3に掲げる樹種を原則とします。 |
| 期待成立本数 | 6,000本/ha |
| 天然更新すべき立木の本数の下限値 | <ul style="list-style-type: none"> ・期待成立本数の3割（=1,800本/ha） ・ただし、気象や土壤等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000本/haを下限とすることができます。 |

(注) 詳細は、別に定める「静岡県天然更新完了基準」を参照してください。
なお、「静岡県天然更新完了基準」は、県ホームページからダウンロードできます。

表4－3 県内に育つ将来高木（小高木）となりうる樹種

| 区分 | 樹種例 |
|-----|---|
| 針葉樹 | スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、モミ |
| 広葉樹 | カバノキ科 ヤシヤブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類 |
| | ブナ科 クリ、ナラ・カシ・シイ類 |
| | ニレ科 ムクノキ、エノキ、ケヤキ |
| | クスノキ科 クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ |
| | ミカン科 カラスザンショウ、キハダ |
| | ミズキ科 ヤマボウシ、ミズキ |
| | その他 ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ |

(注) 植物の分類には、DNA解析に基づく新しい分類体系がありますが、ここでは、従来の分類体系を採用しています。

(5) 人工造林及び天然更新別の造林面積（目標）

造林面積の目標は、森林資源の推移、森林の区分、林道の開設状況、伐採計画量等を考慮し、各計画区編のとおりとします。

5 保育・間伐（森林法第5条第2項第5号）

本項目では、保育や間伐の標準的な方法等、適切な保育・間伐を行うために必要な事項を定めます。また、適切な保育・間伐を行うための数値目標として、計画期間中の間伐立木材積と間伐面積を定めます。

なお、本項目は市町村森林整備計画において保育・間伐を行う際の規範を定める際の指針となるものです。

(1) 保育の標準的な方法（指針）

| 種類 | 樹種 | 実施林齢及び時期等 |
|------|-----------|--|
| 下刈 | スギ ヒノキ | 林齢 10年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施 時期 6～7月頃を目安 |
| つる切り | スギ ヒノキ | 林齢 つるが繁茂する状況に応じて実施 時期 下刈及び除伐時 |
| 除伐 | スギ ヒノキ | 時期 下刈終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時 |
| 枝打ち | スギ ヒノキ | 林齢 枝下直径が7cmになった時に実施 方法 直径5～6cmのところまで実施 「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施 時期 11月～2月上旬頃 |
| その他 | — | 方法 造林地の野生動物による食害対策として、防護柵の設置や捕獲等を実施 |

(2) 間伐の標準的な方法（指針）

| 項目 | 指針 |
|-------|--|
| 間伐の時期 | <ul style="list-style-type: none"> 間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とします。間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数※1」を用い、主要な造林樹種であるスギ・ヒノキは、収量比数0.85を標準とします。 市町村森林整備計画において「計画期間内に間伐を実施する必要がある森林」に指定された森林は、当該市町村森林整備計画期間内に間伐を実施するよう努めることとします。 |

| | |
|-------------|--|
| 間伐率 間伐回数 | <ul style="list-style-type: none"> 間伐率と回数は、林分の健全性の保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を「新・システム収穫表※2」を用いて算出し、現地状況を考慮して定めます。 なお、標準的な間伐率と間伐回数の例を、参考資料の1 (1) の「施業方法別の体系図」に示します。 |
| 選木の方法 | <ul style="list-style-type: none"> 選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択します。 保育期の間伐は、被圧木、二又等の不良木、あばれ木等を選定することを原則としますが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮します。 8齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とします。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進します。 |

※1 「収量比数」

その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことで、間伐の時期や間伐率を決める時に用います。間伐を行うと収量比数が下がりますが、その後再び1に近づいていきます。

※2 「新・システム収穫表」

スギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラムで、エクセルファイルで作成しています。(県農林技術研究所森林・林業研究センター作成)樹種、林齢、ha当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができます。プログラムは、県ホームページからダウンロードできます。

【「新・システム収穫表」による試算の一例】

| 年生 | 施業 | 本数 伐採率 | 伐採後 本数 (本/ha) | 伐採後 収量比数 (Ry) | 平均胸高 直径 (cm) | 伐採材積 (m ³ /ha) | 備考 |
|----|------|-----------|---------------------|---------------------|--------------------|------------------------------|----|
| 15 | 下層間伐 | 25% | 2,061 | 0.7 | 10.8 | 11 | |
| 25 | 下層間伐 | 36% | 1,318 | 0.7 | 15.1 | 37 | |
| 40 | 下層間伐 | 32% | 898 | 0.7 | 20.6 | 53 | |
| 55 | 上層間伐 | 22% | 698 | 0.6 | 23.4 | 90 | |
| 70 | 上層間伐 | 20% | 552 | 0.6 | 28.0 | 103 | |
| 90 | 皆伐 | 100% | | | 34.5 | 462 | |

(注) 1 樹種ヒノキ、15年生時立木本数2,750本/ha、地位3等地の条件で初期設定

2 長伐期施業とし、90年を伐期として設定

(3) 間伐立木材積（目標）

間伐立木材積の目標は、森林資源の推移、森林の区分、林道の開設状況、過去の伐採傾向等を考慮し、各計画区編のとおりとします。

(4) 間伐面積（目標）

間伐面積の目標は、森林資源の推移、森林の区分、林道の開設状況、過去の伐採傾向等を考慮し、各計画区編のとおりとします。

6 林内路網の整備及び林産物の搬出（森林法第5条第2項第7号）

本項目では、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準等、低コストな森林施業を行うために必要な事項を定めます。また、林道の効率的な開設等を図るための数値目標を定めます。

なお、本項目は市町村森林整備計画の指針となるものです。

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

| 項目 | 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 |
|----|---|
| 開設 | <ul style="list-style-type: none"> 自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を行います。 傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等の地域特性に応じて、環境負荷の低減に配慮します。 林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせ、低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。 山村の生活環境の改善に資する林道の整備にも努めていきます。 |
| 改良 | <ul style="list-style-type: none"> 通行の安全を確保するため、法面の保全や舗装等、必要な改良を行っていきます。 |

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

路網密度は、表6-1の水準を目安とします。

表6-1 路網密度の水準

| 区分 | 作業システム | 路網密度 | うち基幹路網 |
|---------------------|--------|------------|-----------|
| 緩傾斜地 (0 ~ 15°) | 車両系 | 100m/ha 以上 | 35~50m/ha |
| 中傾斜地 (15~ 30°) | 車両系 | 75m/ha 以上 | 25~40m/ha |
| | 架線系 | 25m/ha 以上 | |
| 急傾斜地 (30~ 35°) | 車両系 | 60m/ha 以上 | 15~25m/ha |
| | 架線系 | 15m/ha 以上 | |
| 急峻地 (35° ~) | 架線系 | 5 m/ha 以上 | 5 ~15m/ha |

(注) 1 基幹路網は、林道及び林業専用道を示します。

2 車両系とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムのこと。

3 架線系とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムのこと。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進すべき区域

本県のスギ・ヒノキの人工林は、41年生以上が9割を占め資源的に成熟し、資源の「造成」から「活用」の時代となっています。

また、スギ・ヒノキの人工林のうち、林道（公道を含む）から200m以内、傾斜が35度未満の木材生産に適した森林が、約8万4千haを占めています。当面は、このような生産に適した森林に重点化して、効率的な森林施業による木材生産を促していきます。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道及び林業専用道の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、林道規程を遵守することとします。

林業専用道及び森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとします。

なお、森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、使用する車両を想定し、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造のものとします。

表6-2 林道の規格・構造

| 区分 | | 規格 (林道規程) | | 車道幅員 | 通行車両 |
|-------|-------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|
| 林道 | 森林基幹道 | 第1種 及び 第2種 | 自動車道1級 自動車道2級 | 4.0m(3.0m) 3.0m | 一般車両 林業用車両 |
| | 森林管理道 | 第2種 | 自動車道3級 | 2.0m | |
| | 森林施業道 | | | | |
| 林業専用道 | | 第2種 | 自動車道2級 | 3.0m | 林業用車両 (10t積トラック) |

※第1種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第2種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

表6-3 森林作業道の規格

| 区分 | 幅員 | 通行車両（林業用車両） |
|-------|-----------|--------------------|
| 森林作業道 | 全幅員2.5m以上 | 車両系林業機械又はトラック |
| | 全幅員2.5m未満 | 車両系林業機械（車体幅2.0m程度） |

(5) 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の種類別及び箇所別の数量等を各計画区編のとおり計画します。

(6) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

7 森林施業の合理化（森林法第5条第2項第8号）

本項目では、委託等を受けて行う森林経営の促進、森林経営管理制度の活用の促進、林業に従事する者の確保及び育成、生産システムの高度化、流通・加工体制の整備により、森林施業を合理化するために必要な方針を示します。

なお、本項目は市町村森林整備計画の指針となるものです。

(1) 委託等を受けて行う森林経営の促進

| 方針 | 推進方法 |
|--|---|
| 森林経営の規模拡大 面的にまとまった森林での効率的な施業を促進するため、森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体や地域の中核となる森林所有者への長期の施業等の委託を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> 樹種や林齢、位置情報等の基本的な森林情報は、森林情報共有システムにより、インターネットを通じて広く提供します。 森林経営計画を作成する者に対しては、所有者情報を含む森林情報を提供します。 林業経営体及び市町並びに県等が連携し、小流域内の森林所有者等への働きかけ、合意の形成を図ります。 施業内容やコストを明示した提案型施業を普及します。 山村部での境界の明確化を促進します。 |
| 森林施業の共同化 森林所有者等の共同化と施業の確実な実施を促進します。 | 上記推進方法のほか、以下のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結を促進します。 |

(2) 森林経営管理制度の活用の促進

| 方針 | 推進方法 |
|---|--|
| 森林経営管理制度の活用 市町が森林経営管理制度を活用して森林の経営管理の役割を担います。 | <ul style="list-style-type: none"> 経営管理が適切に行われていない森林については、必要に応じて市町が経営管理権を取得します。 林業経営に適した森林については、県が公表する林業経営体に再委託することを促進します。 林業経営に適さない森林については、市町による経営管理を行います。 |

(3) 林業に従事する者の確保及び育成

| 方針 | 推進方法 |
|---|---|
| <p>ビジネス林業の定着</p> <p>ビジネスとして経営、生産、販売の改善に継続的に取り組み、需要に応じた計画的生産と流通コストをカットする直送販売、山元還元を増やす低コスト生産を実践する林業経営体を育成します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 経営資源の最適運用に向けた課題の整理と解決への取組を支援します。 更なる生産性の向上に向けたステップアップを支援します。 車両系(ハーベスター又はプロセッサとフォワーダ)や架線系(タワーヤーダとプロセッサ)の生産システムを、森林の自然条件に応じて適切に選択するよう促します。 |
| <p>人材の確保及び育成</p> <p>木材生産の計画・実施等の段階に応じた人材の確保及び育成を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 林業への新規就業の促進 <p>林業への就業に関心がある者を対象とした仕事内容や就業条件等を情報提供するガイダンスや現場見学会等を開催します。</p> <p>高校での出前講座等により、高校生の職業選択時の林業の意識付けを図ります。</p> 森林施業プランナー <p>林業経営体の職員に対し、森林G I Sやオープンデータの活用と、効率的な木材生産に必要な計画の作成を支援します。</p> 森林技術者 <p>現場技術者に対し、国の人材育成制度との連携等により、キャリアに応じた技術の習得を促します。</p> 林家等 <p>経営手法や安全な施業技術、森林・林業教育の指導者としての知識習得等を促します。</p> |

(4) 生産システムの高度化

| 方針 | 推進方法 |
|--|--|
| <p>低コスト生産システムの定着</p> <p>森林施業の集約化、林内路網の整備、高性能林業機械の導入等により、低コスト生産システムの定着を促進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 林業経営体に対し、面的にまとまった森林を対象とした森林経営計画の作成支援や、小規模森林所有者などに対して、林業経営体への森林経営の長期委託を促進します。 林道や林業専用道、森林作業道などを効果的に組み合わせ、林内路網のネットワーク化を促進します。 森林経営計画などに基づいて木材生産に取り組む林業経営体に対し、高性能林業機械の導入を支援します。 |

<生産システムの例>

| システム | 傾斜 | 最大到達距離 (m) | | 伐採 | 木寄せ・集材 | 枝払い・玉切り | 運搬 |
|------|----|------------|---------|-----------------|-------------------|----------------|---------------|
| | | 基幹路網から | 細部路網から | | | | |
| 車両系 | 緩 | 150~200 | 30~75 | ハーベスタ | グラップル | ハーベスタ | フォワーダ トラック |
| | 中 | 200~300 | 40~100 | ハーベスタ チェーンソー | グラップル | ハーベスタ プロセッサ | フォワーダ トラック |
| | 急 | 300~500 | 50~125 | チェーンソー | グラップル ワインチ | プロセッサ | フォワーダ トラック |
| 架線系 | 中 | 200~300 | 100~300 | チェーンソー | スイングヤーダ タワーヤーダ | プロセッサ | トラック |
| | 急 | 300~500 | 150~500 | チェーンソー | タワーヤーダ | プロセッサ | トラック |

| | |
|---|---|
| 林業労働災害の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 安全パトロールや安全講習会の実施などにより、安全対策の徹底と安全装備の導入を促進します。 関係団体と連携し、伐木造材における安全技術の習得などの研修会を開催します。 |
| 林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部等の関係団体と連携し、林業労働災害の防止を図ります。 | |

(5) 流通・加工体制の整備

| 方針 | 推進方法 |
|--|--|
| 流通体制の整備 製材工場や大規模加工工場のニーズに応じて、原木をジャストインタイムで供給できる仕組みを確立します。 | <ul style="list-style-type: none"> 原木生産者と製材・加工業者間の需給コーディネートを担う組織体制の強化を図ります。 効率的な流通に資する中間土場の整備を図ります。 需要先のニーズに応じて原木の仕分け等ができる人材を育成します。 木材販売事業者と大規模加工工場による木材安定供給に関する協定締結と直送による取引を促進します。 |
| 製材加工体制の整備 建築、土木等の需要者の多様なニーズに応える、品質の確かな木材製品を安定的に供給できる体制を整備します。 | <ul style="list-style-type: none"> 地場密着型工場の製材加工施設や木材乾燥施設等の整備を促進します。 JASやしづおか優良木材の工場認定の取得を促進します。 地域の製材工場のネットワーク（水平連携）や林業経営体との垂直連携、ネットワーク間の広域連携、地域の供給量に見合った木質バイオマス利用に向けた関係者の連携による供給体制の強化を促進します。 CLT、集成材等の高次加工施設、ラミナ製材等の量産・低コスト加工施設の整備を促進します。 森林認証制度や合法木材等の普及を関係者が一体となって推進します。 |

(6) その他必要な事項

| 方針 | 推進方法 |
|--|---|
| 多様な主体の参加 地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用を進めます。 | <ul style="list-style-type: none"> より幅広い層の県民に対して、様々な森づくり活動に参加する機会を提供します。 県民に対する森林環境教育の取組を推進します。 森づくり団体の活動基盤の強化や市町行政との関わりの強化を促進します。 企業の森づくりに対する理解の促進に努め、森づくりへの参加を促します。 |

8 森林の土地の保全（森林法第5条第2項第11号）

本項目では、土地の形質の変更にあたって留意すべき事項等、森林の土地の保全に必要な事項を定めます。

(1) 森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更にあたって、樹根により土壤の流出を防ぎ、保水力を高める等の公益的機能を保全するよう、特に留意すべき森林の地区を各計画区編のとおり定めます。

対象となるのは、山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林及び水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林です。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

表8-1の土地の状況等を基に、土地の形質の変更にあたって留意すべき事項を表8-2に定めます。

表8-1 各計画区の土地の状況等

| 計画区 | 土地の状況等 |
|-----|--|
| 伊豆 | <p>当計画区は、天城山系を中心に、狩野川、河津川、稻生沢川、青野川、那賀川及び仁科川等の中小の河川が入り組み、複雑で急峻な地形を形成しています。</p> <p>地質は凝灰岩、安山岩、玄武岩からなる古期溶岩及び新期溶岩が主体をなし、表土の多くが火山灰土壤で、降雨等により流出するおそれがあります。</p> |
| 富士 | <p>当計画区は、富士、愛鷹、箱根の火山噴出物の堆積が、富士川、酒匂川、狩野川北部流域に広がる地域です。地質は、安山・玄武岩からなる古期溶岩及び新期溶岩が主体をなし、表土の多くが火山灰土壤で、降雨等により流出するおそれがあります。</p> |
| 静岡 | <p>当計画区は、大井川流域から富士川流域までにおよび、南アルプスを含めて急峻な山岳部が大半を占めています。地質は、中世代、古第三紀及び新第三紀層が主体で、破碎帶断層、地すべり地帯が各地に見られ、極めて脆弱です。</p> |
| 天竜 | <p>当計画区は、赤石山系西南部天竜川下流に広がった地域で、中央構造線等の断層線の影響を受けて基岩が著しく破碎され、古第三紀層、中世代の地層を主とする極めて脆弱な地質となっています。また、地形的にも山岳部は急峻な地形が多数あります。</p> |

表8－2 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

| 計画区 | 留意すべき事項 |
|------|--|
| 共通事項 | <p>土地の形質の変更にあたっては、森林の有する水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るため、他用途へ転用することは極力避けることとします。</p> <p>しかしながら、やむを得ず森林の土地において、土石の切取、盛土等を行う場合には、下記の事項に留意し、実施地区の選定を適切に行うこととします。また、関係法令に基づき、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずるものとします。</p> <p>(1) 保安林 保安林では、原則として森林以外への転用は行わないものとし、土地の形質の変更行為は、保安林の機能に影響を及ぼさないと認められる場合に限られます。</p> <p>(2) 保安林以外の森林 保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壤、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を勘案し、次の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図ることとします。</p> <p>森林の現に有する機能からみて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと イ 水害を発生させるおそれがないこと ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと <p>なお、公共工事等の施行にあたっても上記事項に留意し、土地の浸食、崩壊防止のために適切な措置を講じるものとします。</p> |

(4) その他必要な事項

| 事 項 | 留意すべき事項 |
|-----------|--|
| 森林の土地の保全 | 適切な森林の施業、治山事業等の計画的な実施を通じて、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るとともに、保安林制度及び林地開発制度の適正な運用を図ります。 |
| 間伐材等の利用促進 | 治山、林道工事等における構造物については、現場条件等を考慮の上、積極的に間伐材等を利用します。 |

9 保安施設の整備（森林法第5条第2項第12号）

本項目では、保安林の指定や治山事業の実施を計画的に行うために必要な事項を定めます。

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林は、水を育み、土砂崩れ等の災害を防止し、美しい景観や保健休養等の場を提供する重要な森林です。このため、伐採等の制限と適切な施業の実施によって期待される森林の働きを守り、育てます。

計画期間中に保安林として管理すべき森林の種類別面積等を各計画区編のとおり計画します。

(2) 実施すべき治山事業の数量等

県民の安全・安心の確保を図る観点から、保安林の機能を高度に発揮させる治山事業の実施に努めます。また、山地災害危険地区の情報を市町や地域住民に提供するなど、ソフト対策による山地災害の減災に向けた取組等を講じます。実施すべき治山事業の数量は、各計画編のとおりです。

(3) 特定保安林

特定保安林は、指定の目的に即した働きをしていないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、目的に即した働きの確保を図ります。

特に施業を早急に実施する必要がある森林を「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期等を明らかにした上で、その実施を促進します。

特定保安林の指定状況は、各計画区編のとおりです。

保安林

特定保安林（指定：農林水産大臣）

- ・指定の目的に即した働きをしていないと認められる保安林です。
- ・森林所有者による施業が適当である要整備森林を相当程度含みます。

要整備森林（指定：県知事）

- ・間伐等の施業を早急に実施する必要がある森林です。

10 森林の保護（森林法第5条第2項第9号、第10号）

本項目では、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下、「鳥獣害防止森林区域」という。）や鳥獣害の防止の方法、松くい虫被害対策等、森林の保護を適切に行うために必要な事項を定めます。

なお、本項目は市町村森林整備計画の指針となるものです。

(1) 鳥獣による被害対策の方針

ア 鳥獣害防止森林区域の設定の基準

市町は市町村森林整備計画において、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき定めた表10-1を基準に、対象鳥獣別に鳥獣害防止森林区域を定めます。

なお、対象鳥獣ごとの区域は、重複して設定することができます。

表10-1 鳥獣害防止森林区域の設定の基準

| 区分 | 基 準 |
|------|---|
| 対象鳥獣 | <ul style="list-style-type: none"> 地域での被害状況に応じたニホンジカやカモシカ等の鳥獣 |
| 対象森林 | <ul style="list-style-type: none"> 対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある森林等 |
| 設定単位 | <ul style="list-style-type: none"> 林班を単位とします。 |
| 設定方法 | <ul style="list-style-type: none"> 国が行う森林生態系多様性基礎調査で、対象鳥獣による森林被害が確認された調査地点を中心点とした地域区画（4kmメッシュ）において、その区画に含まれる林班を区域として設定します。 必要に応じて、対象鳥獣に係る各種計画や文献、地方公共団体等による調査、森林組合や地域住民ほかからの情報等を参考に、区域として設定する林班の追加や除外を行います。 |

イ 鳥獣害の防止の方法（指針）

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法は、表10-2のとおりとします。

実施にあたっては、鳥獣保護管理法に基づき県が定める第二種特定鳥獣管理計画及び鳥獣被害防止特措法に基づき市町が定める被害防止計画を踏まえて行うものとします。また、農業被害対策等との連携に努めるものとします。

なお、鳥獣害防止森林区域以外や対象鳥獣以外の鳥獣による被害のおそれ

がある場合についても、必要に応じて、鳥獣害の防止対策等を実施します。

表 10－2 鳥獣害の防止に係る標準的な方法

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 捕獲 | ・くくりわな（静岡県森林・林業研究センター開発「空（から）はじき知らず」等）や囲いわな、銃器による捕獲等を行います。 |
| 植栽木等の保護 | ・防護柵や幼齢木保護具（食害防止チューブ等）、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等を行います。 ・設置した防護柵等について、適切に維持管理します。 ・必要に応じて、既存の防護柵等の改良を行います。 ・鳥獣害があまり発生しておらず、防護柵等の設置が不要と判断される場合には、現地調査等により、被害状況の確認に努めます。 |

ウ 鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法（指針）

確認の方法は、現地調査のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集等とします。

(2) 森林病害虫等の被害対策の方針

| 項目 | 方針 |
|----------|---|
| 松くい虫被害対策 | ・森林病害虫等防除法に基づき指定した基準・区域を踏まえ、静岡県松くい虫被害対策事業推進計画を策定し、適正かつ効果的に対策を進めます。 ・快適環境形成機能を高度に發揮させる必要があり、マツ以外の樹種では機能確保が困難な海岸部や森林公園の保全すべき松林では、薬剤散布及び被害木駆除を行います。 ・保全すべき松林の被害跡地には、マツ材線虫病に抵抗性を有するマツを植栽し、復旧を図ります。 ・保全すべき松林の周辺においては、感染源となる被害木駆除を行い、計画的に樹種転換を図っていきます。 ・地域住民との協働により適正な管理を行い、松林の健全化を図ります。 ・地域にとって特に重要な松に対し、予防剤の注入を行う対策を実施し、保全します。 |
| ナラ枯れ被害対策 | ・静岡県ナラ枯れ被害対策の基本方針に基づき、被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進します。被害木については、緊急性の高い箇所について、優先的に防除を行うこととします。 |

(3) 林野火災の予防の方針

| 項目 | 方針 |
|------------------|---|
| 山火事予防 | <ul style="list-style-type: none"> 初期消火器材の配備を進めるとともに、山火事発生の未然防止に努めます。 山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、標識の設置等の山火事警防を推進します。 山火事発生の危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域において、タバコ及びたき火の後始末を徹底するよう周知します。 林業従事者に対して、火気の取扱いに係る指導を行い、山火事予防への意識を啓発します。 |
| 森林病害虫の駆除等のための火入れ | <ul style="list-style-type: none"> 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従い、適正かつ安全に実施して、森林火災の防止に努めます。 |

(4) その他必要な事項

| 項目 | 方針 |
|-----------|---|
| 造林木の風倒害対策 | <ul style="list-style-type: none"> 風衝地では、林縁部の強度な間伐を避ける等、風倒害に対する抵抗性の高い森林の造成に努めます。 |

11 森林の保健機能の増進（森林法第5条第3項）

本項目では、保健機能森林の区域の基準や整備に関する事項等、保健機能森林の増進に関する事項を定めます。

なお、本項目は市町村森林整備計画の指針となるものです。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

特に自然美を構成している保健機能の高い森林のうち、多様な広葉樹があり、多くの地域住民が森林レクリエーションの場として活用しており、今後、森林保健施設整備が予定され、入込み数の増大が見込まれる地域では、積極的に保健機能森林として整備します。

また、本区域に設定した森林は、その機能を高度に発揮させるため、公益的機能別施業森林（保健文化機能維持増進森林）とします。

(2) 保健機能森林の整備に関する事項

| | 指針 | 留意すべき事項 |
|-------|---|--|
| 施業の方法 | 2(2)で定める公益的機能別施業森林の保健文化機能維持増進森林の整備方針に準じた施業とします。森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を積極的に実施します。 | 利用者が快適に散策等を行えるよう、間伐、除伐等の保育を積極的に行い、適度な林内の明るさを維持します。 施業は、地域の林業経営体等が主体となって行うこととしますが、森林ボランティアの活動や森林環境教育の一環としても施業が行われるよう配慮します。 |

| | | |
|-----------|---|---|
| 森林保健施設の整備 | 施設は、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な整備を行います。 | 施設の整備にあたっては、対象森林を構成する立木の期待平均樹高(その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高)に配慮します。 |
| その他必要な事項 | 防火体制及び防火施設を整備する等、森林及び施設を適切に管理・運営し、利用者の安全を図ります。 | 保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等は、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮をします。 |

12 良好的な森林景観の形成（森林法第5条第3項）

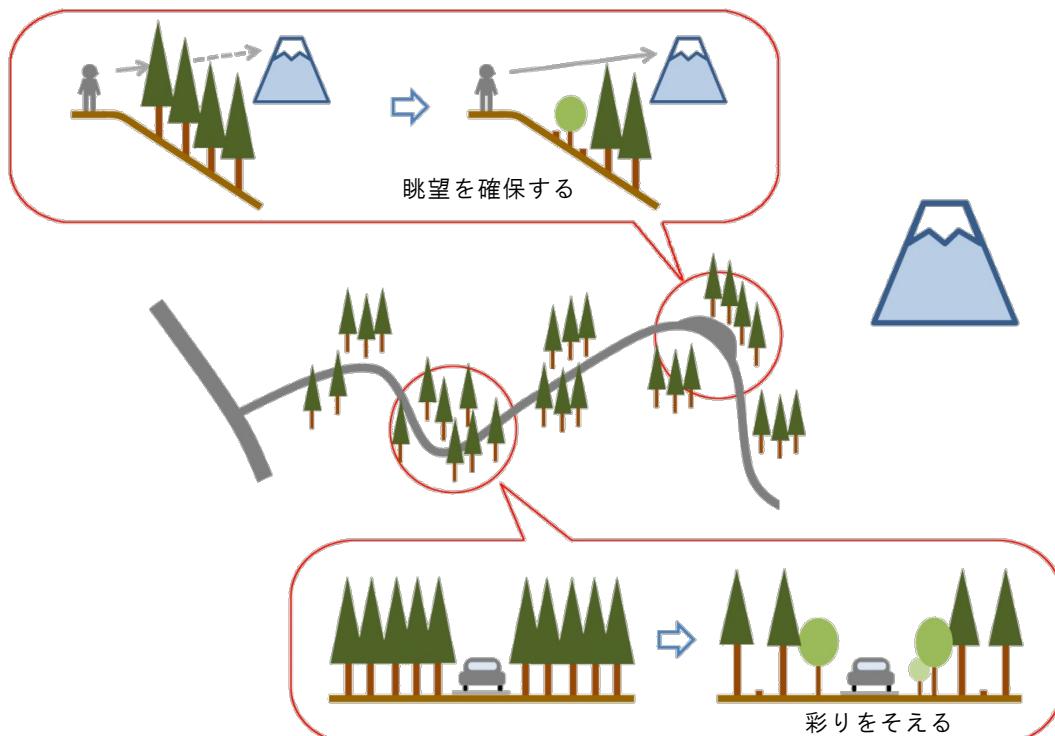
本項目は、地域の個性と特徴を生かした良好な森林景観を形成するために必要な事項を定めます。

(1) 良好的な森林景観を形成するための森林の整備・保全

森林景観は、森林のほか、岩や滝、沢、山等の景観構成要素によって形成されています。良好な森林景観を形成するためには、こうした構成要素に加え、周辺にある地域の自然や歴史的・文化的な景観と調和した景観となるよう、森林の整備・保全を行う必要があります。

| 項目 | 指針 |
|--------------------|--|
| 地域の個性と特徴を生かす | <ul style="list-style-type: none"> 地域の自然（気象、地形、地質等）や歴史的・文化的な景観（史跡、景勝地、田園風景といった原風景等）との調和を図ります。 富士山やジオパークのジオサイト等、地域の特徴的な景観との調和を図ります。 |
| 森林の持つ多面的機能の発揮に配慮する | <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全や希少動植物への配慮、治山・治水といった公益的機能及び木材生産活動等、森林の持つ多面的機能の発揮に配慮します。 |
| 中長期的な視点を持つ | <ul style="list-style-type: none"> 森林景観は、時間の経過とともに変化していくことを踏まえ、中長期的な視点を持って、整備・保全を行います。 |

【参考】良好的な森林景観を形成するための森林の整備・保全のイメージ



13 その他必要な事項（森林法第5条第3項）

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採に制限を受けている森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令等に基づいて施業を行い、制限が重複して指定されている場合は、制限が強い法令等に基づく施業方法で行うよう留意します。

なお、制限林の種類、所在及び面積等については、各計画区編のとおりとします。

表 13-1 制限林の施業方法

| 種類 | 施業方法 | | 関係法令 |
|------|---|---|--|
| | 伐採方法 | その他 | |
| 保安林 | 水源かん養 防風 干害防備 | 皆伐することができます。ただし、林況が粗悪な森林や皆伐すると土砂流出の恐れがある森林では択伐によります。主伐は標準伐期齢以上とします。 その他詳細は、当該林分に係る「指定施業要件」によります。 | 伐採は原則として知事又は市町長の許可を要します。 植栽指定のあるものは伐採年度の翌年度の初日から2年以内に植栽します。 |
| | 土砂流出防備 | 地盤が比較的安定している森林は皆伐することができます。その他の森林は択伐によります。主伐は標準伐期齢以上とします。 その他詳細は、当該林分に係る「指定施業要件」によります。 | 伐採は原則として知事又は市町長の許可を要します。 植栽指定のあるものは伐採年度の翌年度の初日から2年以内に植栽します。 |
| | 土砂崩壊防備 飛砂防備 潮害防備 航行目標 魚つき 保健 風致 | 原則として択伐によります。主伐は標準伐期齢以上とします。 その他詳細は、当該林分に係る「指定施業要件」によります。 | 伐採は原則として知事又は市町長の許可を要します。 なお、択伐及び間伐は届出を要します。 |
| | 落石防止 防火 | 原則として禁伐とします。 その他詳細は当該林分に係る「指定施業要件」によります。 | 伐採は原則として知事又は市町長の許可を要します。 |
| 自然公園 | 特別保護地区 | 別記によります。 | 伐採は原則として環境大臣の許可を要します。 |
| | 第1種特別地域 | 別記によります。 | 伐採は原則として環境大臣又は知事の許可を要します。 |
| | 第2種特別地域 | 別記によります。 | 伐採は原則として環境大臣又は知事の許可を要します。 |
| | 第3種特別地域 | 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとします。 | 伐採は原則として環境大臣又は知事の許可を要します。 |

| 種類 | | 施業方法 | | 関係法令 |
|-------------|---|--|---------------------------------|--------------------------|
| | | 伐採方法 | その他 | |
| 国定公園 | 第2種特別地域 | 別記によります。 | 伐採は原則として市長の許可を要します。 | 自然公園法 |
| | 第3種特別地域 | 全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとします。 | 伐採は原則として市長の許可を要します。 | |
| 自然公園 | 第1種特別地域 | 原則として単木択伐(択伐率20%以下)によります。 詳細は「静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則」によります。 | 伐採は原則として知事又は市町長の許可を要します。 | 静岡県立自然公園条例 |
| | 第2種特別地域 | 原則として択伐(択伐率60%以下)によります。 皆伐による場合は、5ヘクタールを限度とします。 詳細は「静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則」によります。 | 伐採は原則として知事又は市町長の許可を要します。 | |
| | 第3種特別地域 | 伐採方法の指定はありません。 詳細は「静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則」によります。 | 伐採は原則として市町長の許可を要します。 | |
| 砂防指定地 | 伐採方法の指定はありません。 | | 伐採等は原則として知事の許可を要します。 | 静岡県砂防指定地管理条例 |
| | 風致地区 | | 伐採等は原則として市町長の許可を要します。 | (各市町の)風致地区条例 |
| その他の制限林 | 史跡名勝天然記念物指定地区 | 伐採方法の指定はありません。 詳細は「文化財保護法」又は「静岡県文化財保護条例」によります。 | 伐採等は原則として文化庁長官又は県教育委員会の許可を要します。 | 文化財保護法 静岡県文化財保護条例 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | 伐採方法の指定はありません。 | 伐採等は原則として知事の許可を要します。 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 |
| | 県自然環境保全地域特別地区 | 伐採方法の指定はありません。 詳細は「静岡県自然環境保全条例施行規則」によります。 | 伐採等は原則として知事の許可を要します。 | 静岡県自然環境保全条例 |
| 鳥獣保護区特別保護地区 | 伐採方法の指定はありません。 詳細は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」によります。 | | 伐採等は原則として知事の許可を要します。 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 |
| | 緑地保全地域 | | 伐採等は原則として知事又は市町長の許可を要します。 | 都市緑地法 |

(注) 自然公園の伐採方法における択伐は、森林計画制度上の択伐とは異なります。

別記 自然公園法における国立公園及び国定公園での伐採方法

| 区分 | 伐採方法 |
|---------|--|
| 特別保護地区 | <p>1 原則として禁伐とします。ただし、下記のいずれかの場合には、この限りではありません。</p> <p>(1) 学術研究その他公益上必要と認められるもの。</p> <p>(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。</p> <p>(3) 病害虫の防除、防災もしくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの。</p> <p>(4) 測量のために行われるもの。</p> <p>2 詳細は「自然公園法施行規則」によります。</p> |
| 第1種特別地域 | <p>1 原則として禁伐とします。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐を行うことができます。</p> <p>2 単木択伐は次の規定により行います。</p> <p>(1) 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えたものとします。ただし、立竹の場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の 10%以下とします。</p> <p>3 詳細は「自然公園法施行規則」によります。</p> |
| 第2種特別地域 | <p>1 択伐によります。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、許可を受ければ皆伐することができます。</p> <p>2 公園事業に係る施設（運輸施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設及び防火施設を除く。）及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐によります。</p> <p>3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う林齢以上とします。</p> <p>4 択伐率は、用材林においては現在蓄積の 30%以下とし、薪炭林においては 60%以下とします。</p> <p>5 皆伐する場合の伐区は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 1 伐区の面積は、2 ヘクタール以内とします。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が 10 分の 3 を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することができません。</p> <p>(3) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行ってはいけません。</p> |

(注) 自然公園の伐採方法における択伐は、森林計画制度上の択伐とは異なります。

(2) その他推進事項

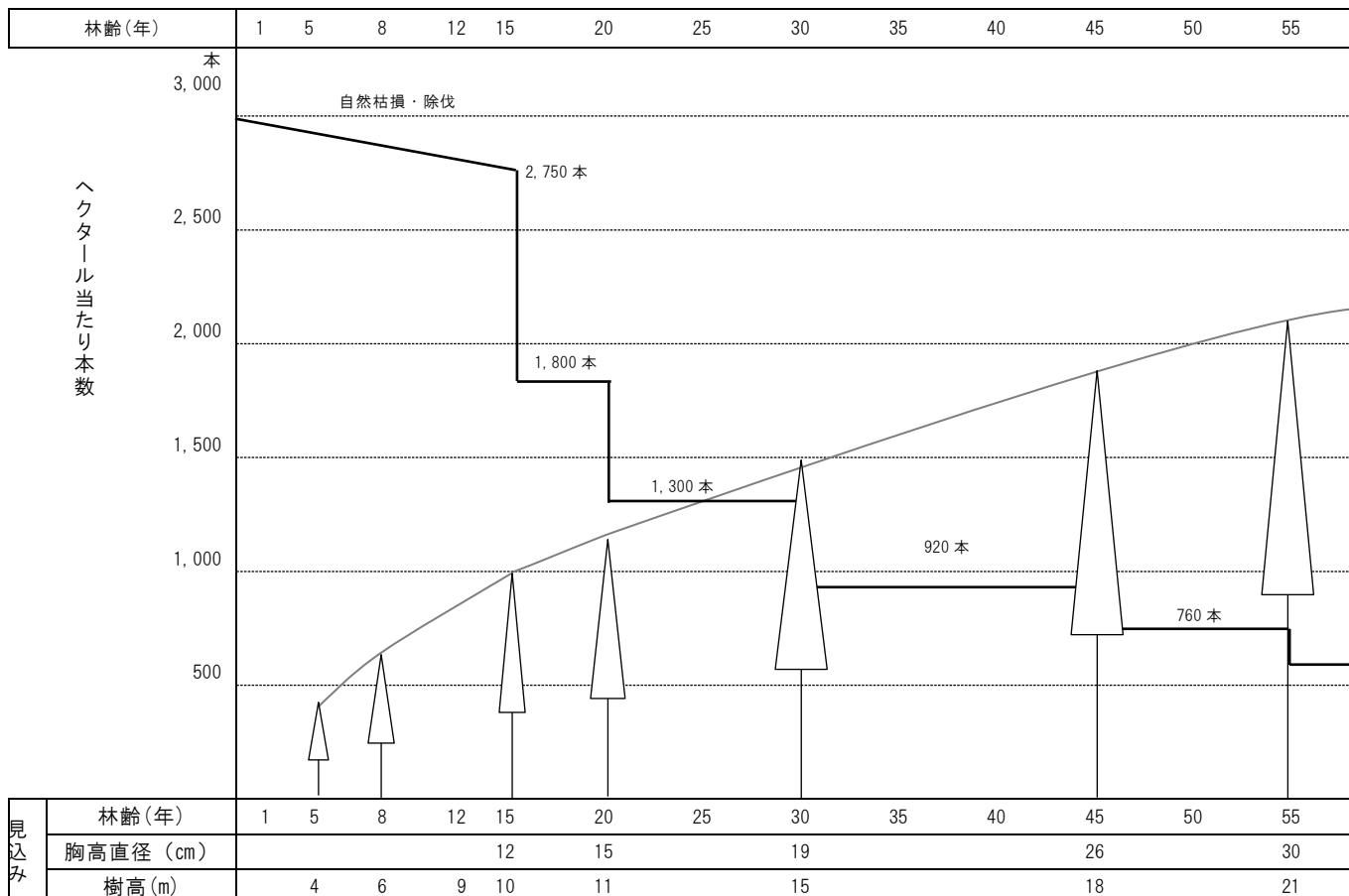
| 推進事項 | 推進方法 |
|----------|---|
| 山村地域の振興 | <p>林道、集落道や用排水施設等の生活基盤の整備及び山村景観の保全により、山村地域の生活環境の整備を推進します。</p> <p>また、新たな事業の創造、就業者の受け入れ体制の確保、しいたけ産地としての体制の強化により、就業機会の確保を支援します。</p> |
| 地域材の利用拡大 | 住宅等への地域材の活用を促進します。 |

(附) 參 考 資 料

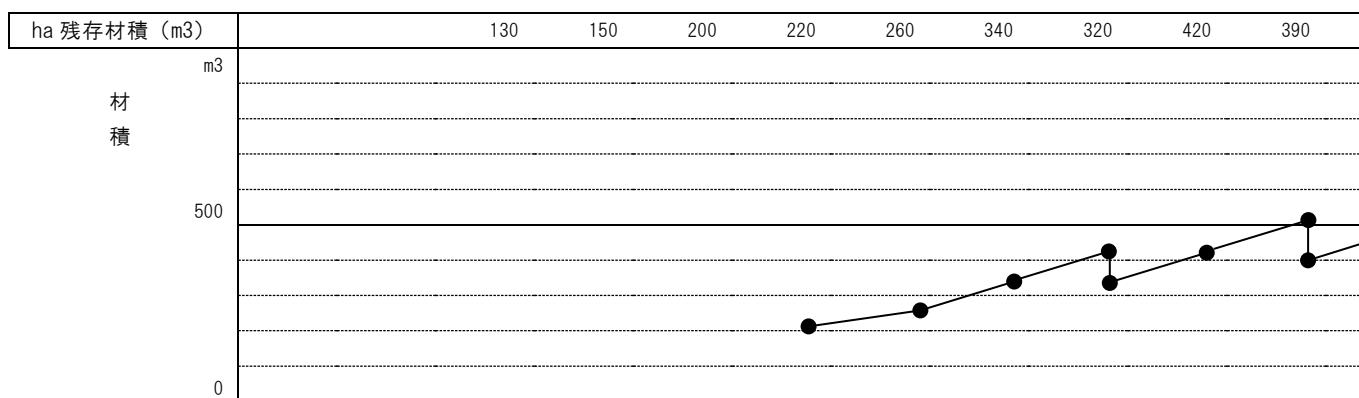
1 その他

(1) 施業方法別の体系図

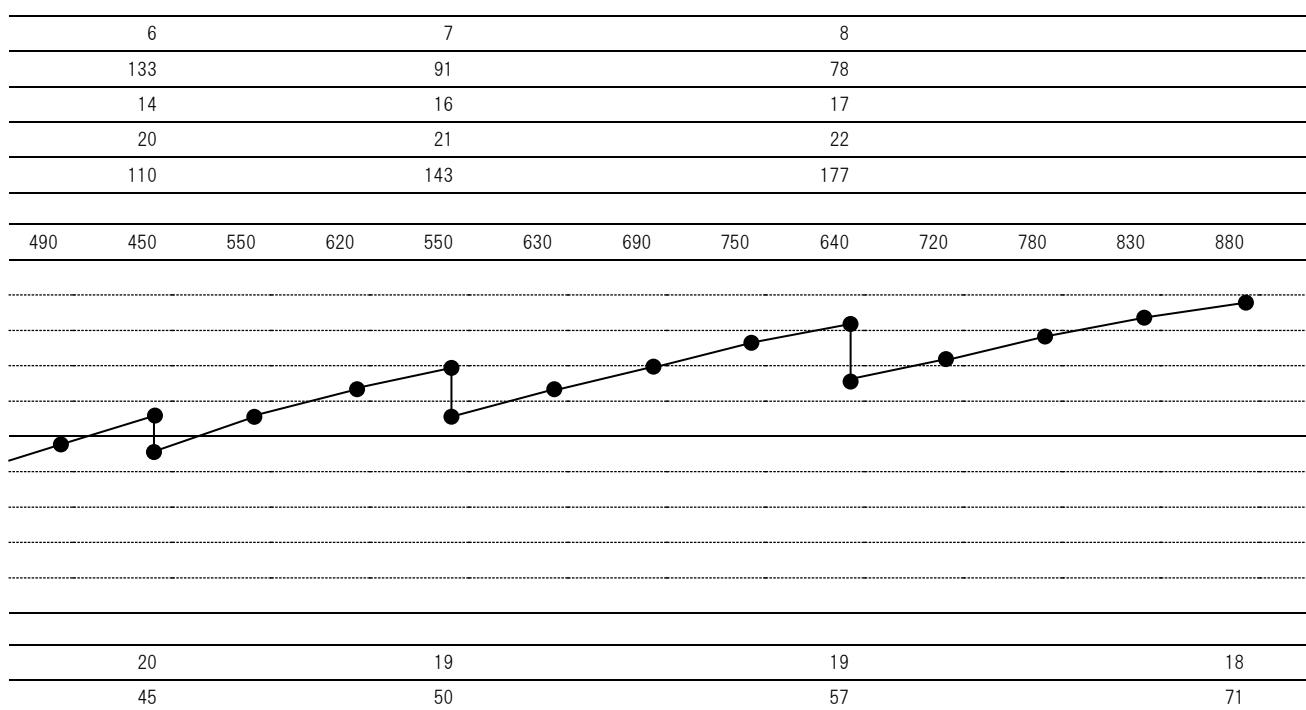
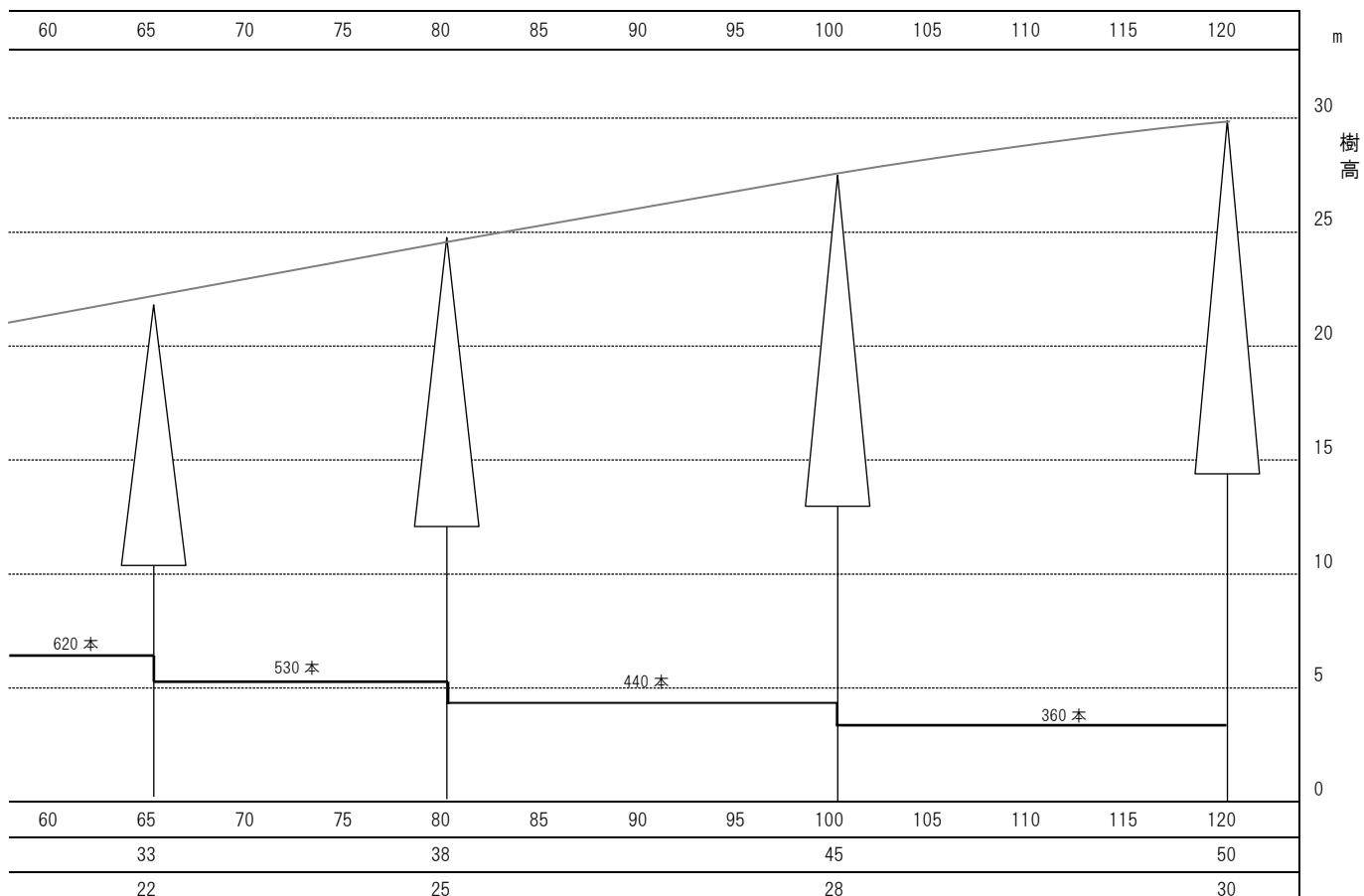
(第1図) スギ長伐期施業例 (地位2等地 中仕立) <平成21年10月 静岡県建設部森林局森林計画室



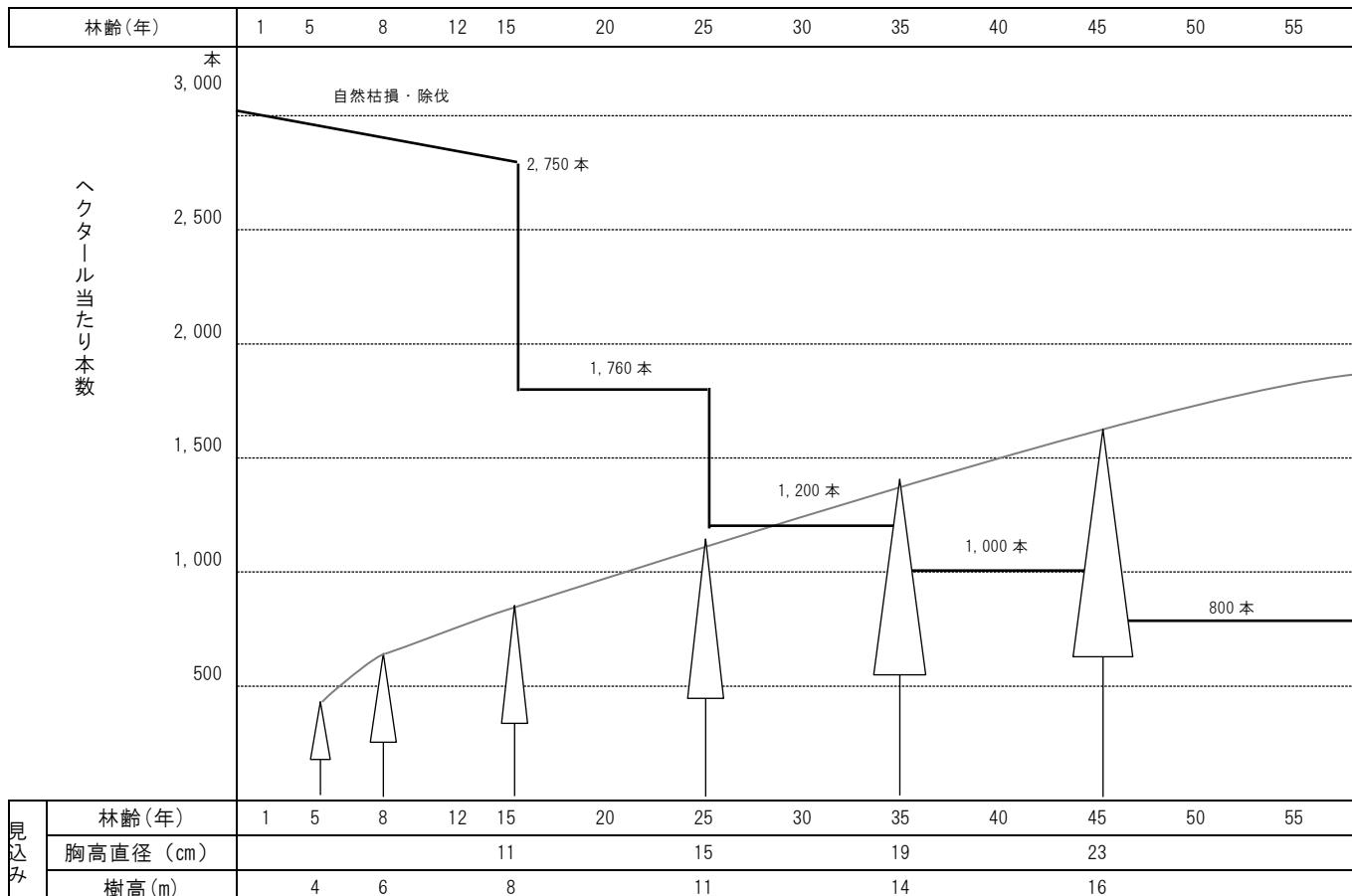
| 下刈・除伐 | | 下刈 | 除伐 | | | | | |
|-------|-------------------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 間伐 | 間伐回数 | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| | 間伐本数 | | | 950 | 500 | 380 | 160 | 167 |
| | 本数間伐率(%) | | | 34 | 28 | 28 | 18 | 17 |
| | 材積間伐率(%) | | | 21 | 17 | 19 | 25 | 23 |
| | ha間伐材積(m ³) | | | 35 | 31 | 53 | 104 | 116 |



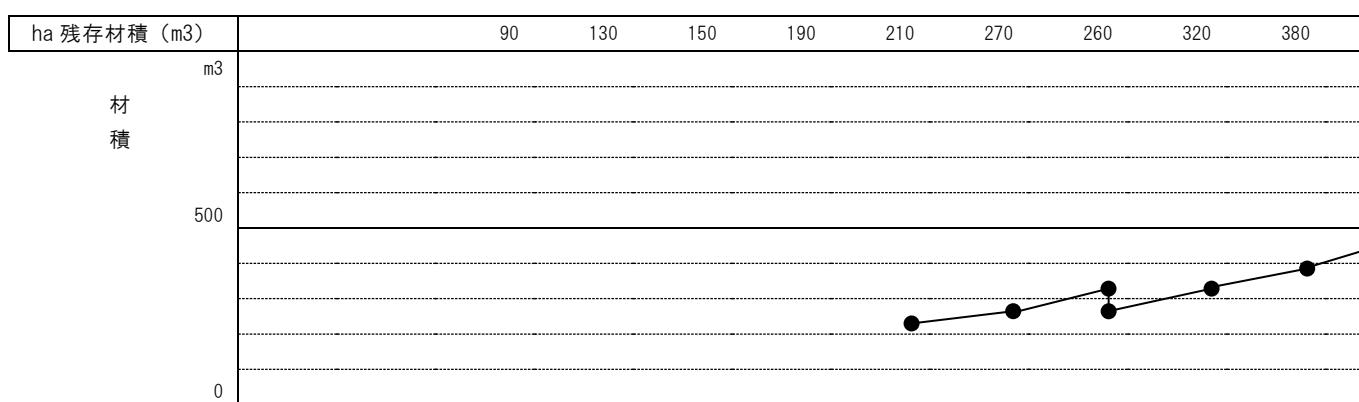
(データ・プログラム「新・システム収穫表(静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター)」)>



(第2図) スギ長伐期施業例 (地位3等地 中仕立) <平成21年10月 静岡県建設部森林局森林計画室

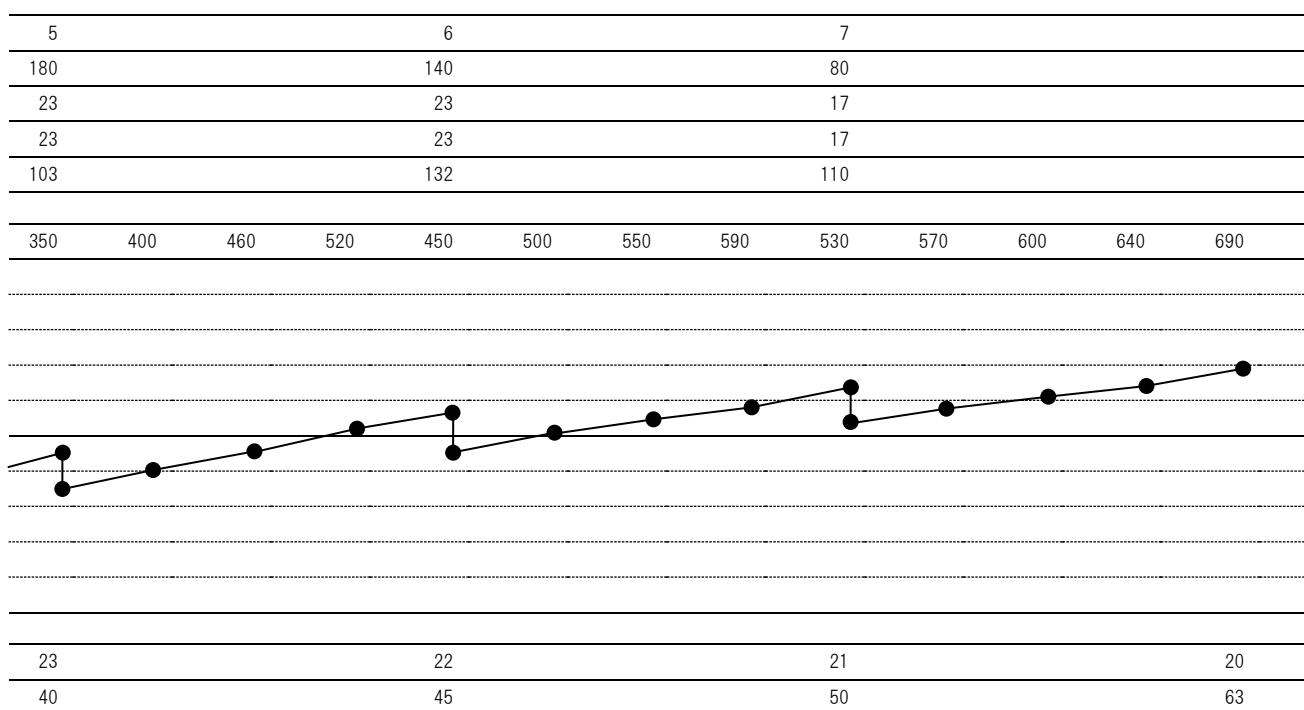
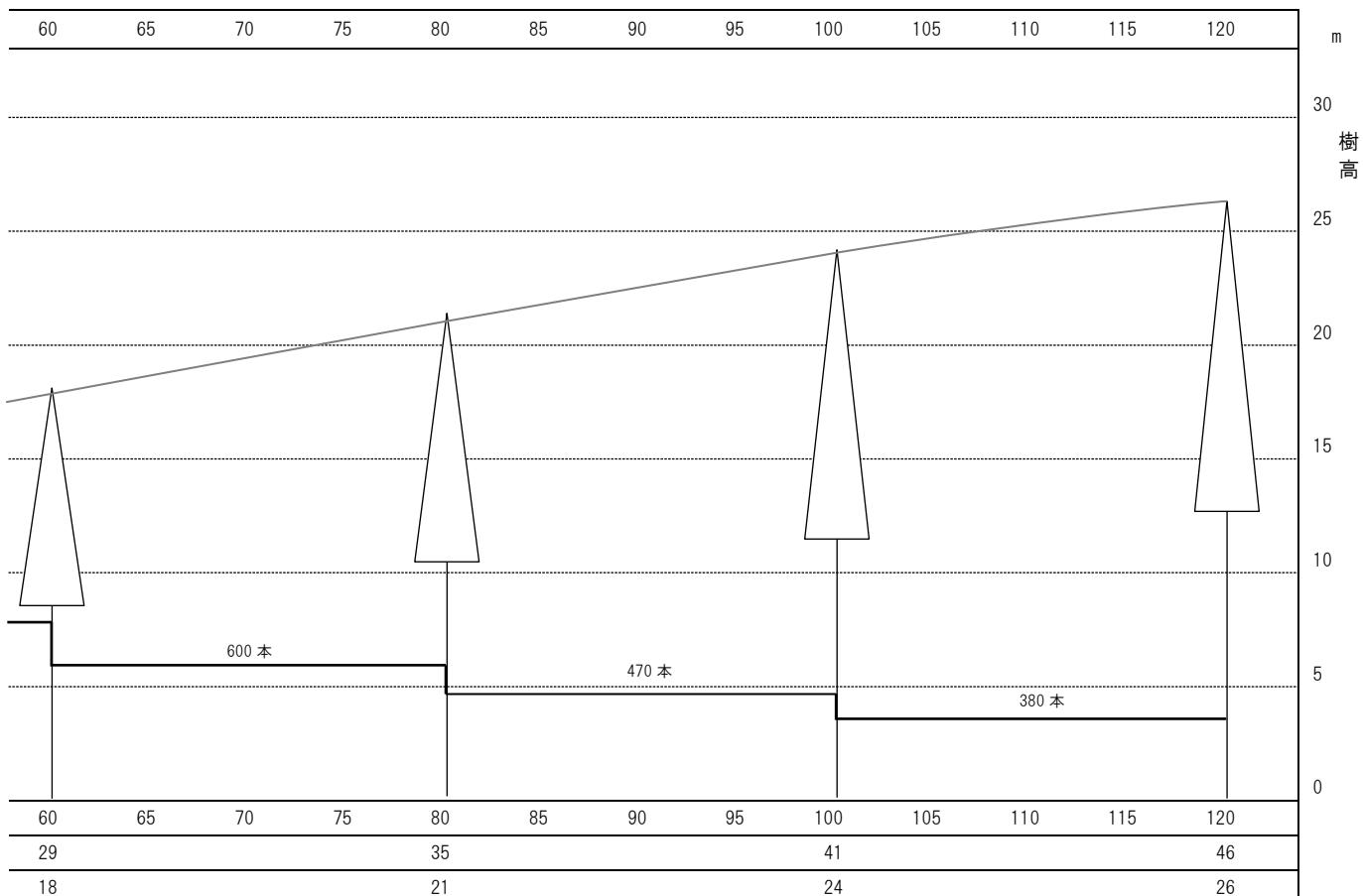


| 下刈・除伐 | | 下刈 | 除伐 | | | | |
|-------|-------------------------|----|-----|-----|-----|-----|--|
| 間伐 | 間伐回数 | | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| | 間伐本数 | | 990 | 570 | 190 | 210 | |
| | 本数間伐率(%) | | 36 | 32 | 16 | 21 | |
| | 材積間伐率(%) | | 22 | 21 | 19 | 21 | |
| | ha間伐材積(m ³) | | 26 | 40 | 39 | 69 | |

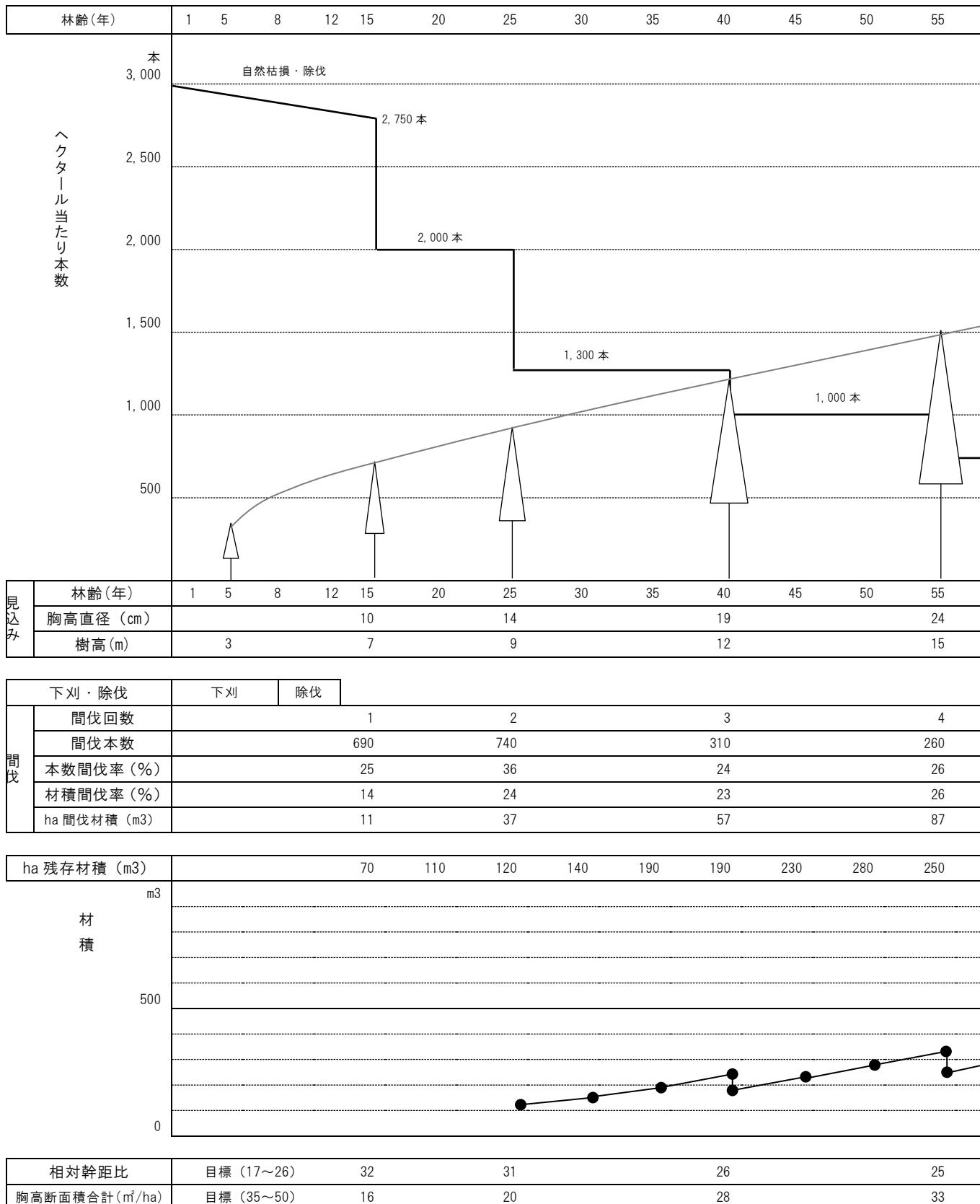


| | | | | |
|------------------------------|------------|----|----|----|
| 相対幹距比 | 目標 (17~26) | 26 | 23 | 22 |
| 胸高断面積合計 (m ² /ha) | 目標 (35~50) | 21 | 28 | 33 |

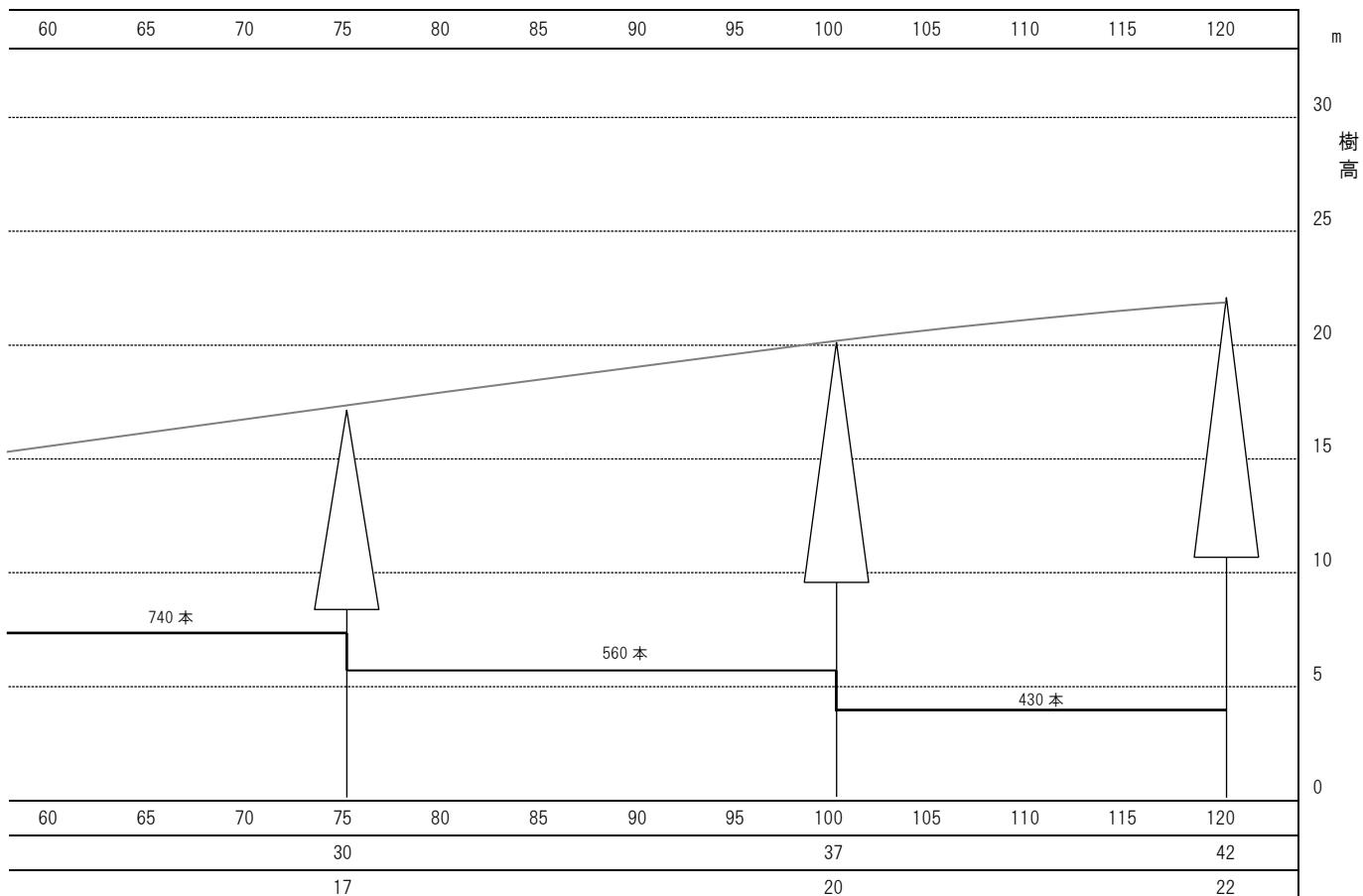
(データ・プログラム「新・システム収穫表(静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター)」)>



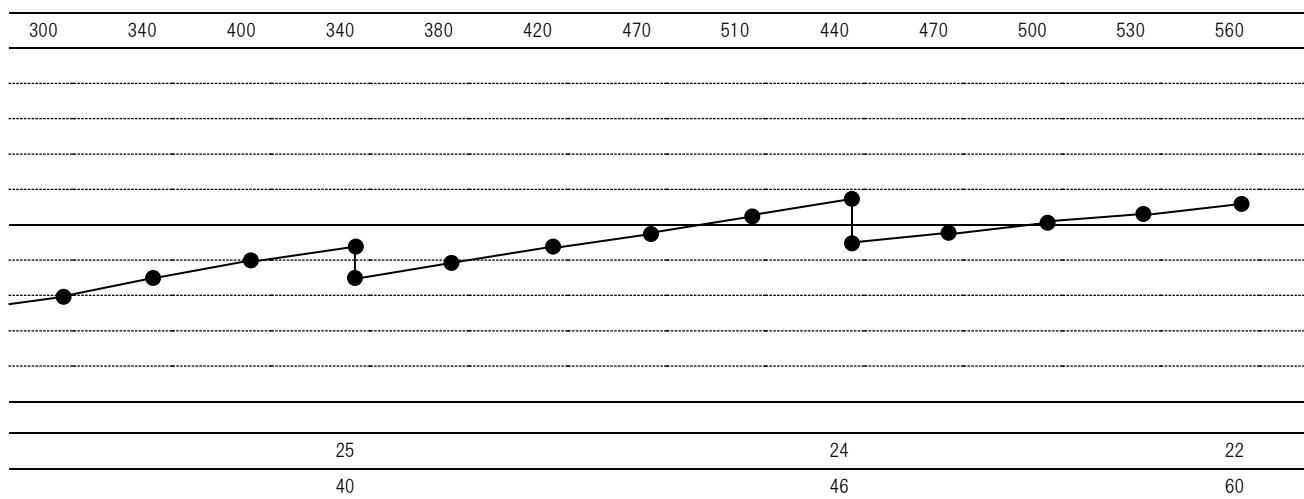
(第3図) ヒノキ長伐期施業例 (地位3等地 中仕立) <平成21年10月 静岡県建設部森林局森林計画室



(データ・プログラム「新・システム収穫表(静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター)」)>



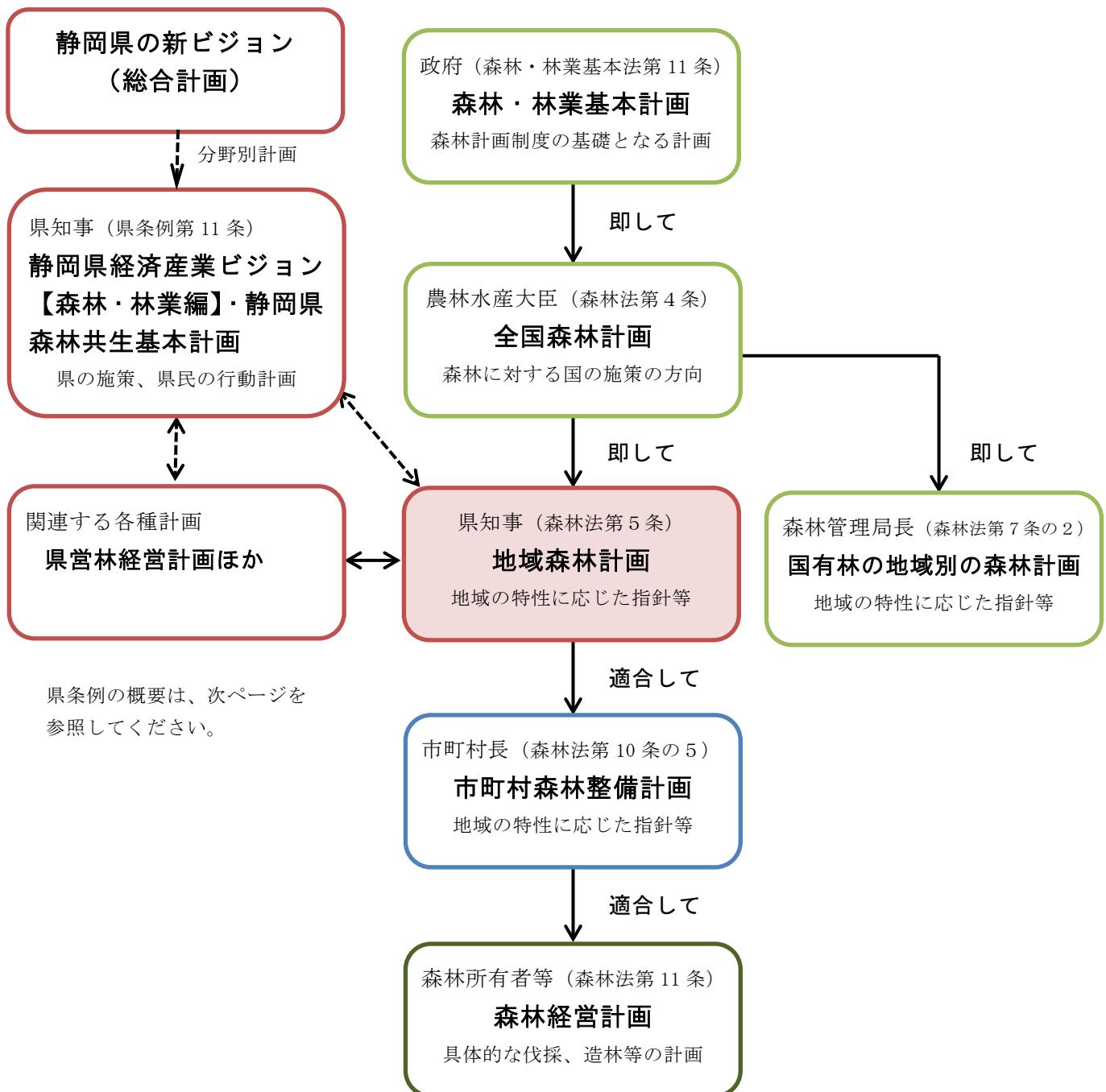
| | |
|-----|-----|
| 5 | 6 |
| 180 | 130 |
| 24 | 22 |
| 24 | 22 |
| 108 | 123 |



(2) その他

ア 森林計画制度の概要

森林を育てるためには、長い年月を必要とします。そこで、計画的な森林づくりを行うため、森林計画制度が設けられています。



イ 静岡県森林と県民の共生に関する条例

1 趣 旨

県民生活に重要な役割を果たしてきた森林は、人とのかかわりが薄れ、その多様な機能を十分に発揮させることが難しくなっています。

このため、森林との共生の実現に向けて、すべての県民の役割や責務を明らかにした上で、県民相互の合意と連携を基に森林の整備、保全、森林資源の循環利用に取り組むことを明示した条例を平成17年12月に制定しました(平成18年4月1日施行)。

2 目的と理念

<第1条：目的>

“森林と県民の共生”を推進することで、“持続可能な社会”的実現に寄与する。

<第3条：基本理念>

森林との共生を自らの責務として認識し、県民相互の合意と連携に基づいて、それぞれの役割を果たしながら、森林の適正な整備や保全を図り、森林資源を持続的かつ有効に活用することで、森林からもたらされる恵みを県民共有の財産として未来に継承していく。

3 規定する項目

| 章 区 分 | | 内 容 |
|-------|------------------------------|---|
| 第1章 | 総則 (第1～3条) | ・条例の目的や基本となる考え方 |
| 第2章 | 県民の合意の形成及び連携の促進 (第4～12条) | ・すべての県民の役割 ・森林県民円卓会議の設置 ・森林との共生に関する基本的な計画 ・森林との共生に関する白書 |
| 第3章 | 森林との共生を図るための基本的な施策 (第13～21条) | ・県民理解の促進と県民参加の促進 ・森林の適正な整備、森林の適正な保全 ・森林との共生に関する技術の向上 ・人材の育成及び確保 ・魅力ある山村づくりの推進ほか |
| 第4章 | 森林資源の循環利用の推進 (第22～24条) | ・地域材の安定的な供給 ・地域材の利用の拡大 ・森林資源の有効な活用 |

4 森林との共生に関する県民各々の役割

| 役割対象区分 | 条項 | 役割内容 |
|-----------|-----|---|
| 県民等 | 第5条 | ・知恵と労力の提供、費用の負担 ・地域の木材等の森林資源の積極的な利用 |
| 事業活動を行う者 | 第6条 | ・森林との共生に関する取組への参加、協力 ・地域の木材等の積極的な利用 |
| 森林所有者 | 第7条 | ・森林の適正な整備・保全 ・木材の計画的な生産と供給 ・森林との共生に関する取組への積極的な協力 |
| 森林組合等の事業体 | 第8条 | ・森林の適正な整備・保全、木材の安定的な供給の推進、人材の育成 ・森林との共生に関する取組への積極的な協力 |
| 木材産業関係者 | 第9条 | ・品質の確かな地域材の安定的な供給 ・地域材等の有効な活用への取組 ・森林との共生に関する取組への積極的な協力 |
| 県 | 第4条 | ・総合的かつ計画的な施策の実施 ・森林との共生に関する合意の形成と連携の仕組みづくり ・国及び市町との連携 |

ウ 森林の持つ機能（働き）とは？

森林の持つ様々な働きは、次の7つに分類されます。このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの働きは、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれています。

○木材等生産機能

木材等の森林で生産される資源を培養する機能



写真：天高く伸びる人工林（川根本町）

○水源 かん涵養機能

水資源を保持し、渴水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能



写真：秋葉ダム湖と森林（浜松市天竜区）

○山地災害防止機能/土壤保全機能

自然現象等による土砂崩壊や土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等、山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能



写真：森林と集落（静岡市葵区）

○快適環境形成機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能



写真：沼津市千本松原

○保健・レクリエーション機能

保健、レクリエーション及び教育活動に寄与する機能



写真：藤枝市民の森

○文化機能

自然景観や歴史的風致の構成要素となり、優れた美的景観を形成する機能



写真：達磨山から富士山を望む

○生物多様性保全機能

生態系や生物多様性の保全に寄与する機能



写真：針広混交林

公益的機能

地域森林計画書(各森林計画共通編)

令和3年1月印刷・発行

編集・発行者 静岡県経済産業部森林・林業局森林計画課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話 054-221-2668

【参考(静岡県ホームページ)】

- ・「静岡県の森林・林業」

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-610/index.html>

- ・「森林計画課」(「静岡県の地域森林計画」へリンク)

URL:<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-610/tiikishinrinkeikaku.html>

- ・「静岡県森林情報共有システム」

URL:<https://fgis.pref.shizuoka.jp/>

- ・「ふじのくに森林の都しづおか」

URL:<https://www.facebook.com/morinomiyakoshizuoka>

静岡 共有

検索



ふじのくに森林の都しづおか